

3-1 活動体制計画

3-1-1 盛岡市災害警戒本部設置要領

盛岡市災害警戒本部設置要領

平成3年9月26日市長決裁
 改正 平成6年3月31日
 平成9年6月26日
 平成15年3月19日
 平成26年3月31日
 令和3年10月11日
 令和6年1月29日
 令和6年3月29日

(趣旨)

第1 この要領は、大雨、洪水、地震その他の自然現象等により災害が発生するおそれのある場合における災害警戒本部の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害警戒本部の設置)

第2 総務部長は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、災害警戒本部の設置を決定するものとする。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項及び第2項の規定による気象、地象又は水象についての警報（以下「気象警報」という。）（火山現象に係るものを除く。）が発表された場合
- (2) 岩手山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合
- (3) 市内で震度4又は震度5弱を観測した場合
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合
- (5) 前3号に掲げる場合のほか、大雨、長雨、融雪等により地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合
- (6) 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(災害警戒本部の組織)

第3 災害警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は総務部長を、副本部長は総務部次長をもって充てる。

3 本部員は危機管理防災課職員をもって充てる。

(災害警戒本部の所掌事項)

第4 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、火山情報等の収集及び関係課等への伝達に関すること。
- (2) 被害の発生状況及び対応状況の把握に関すること。
- (3) その他必要な事項に係る情報の収集及び関係課等への伝達に関すること。

(本部長等の職務)

第5 本部長は、災害警戒本部の事務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、上司の命を受け、災害警戒本部の事務に従事する。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(盛岡広域振興局長への報告)

第7 本部長は、盛岡広域振興局長に次の事項を報告しなければならない。

- (1) 災害警戒本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 被害の発生状況及びこれに対する措置状況に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(記録)

第8 本部長は、災害警戒本部の設置状況、活動状況等を災害警戒本部設置記録簿に記録するものとする。

(災害の発生等に伴う措置)

第9 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を行う必要があると認めたときは、直ちに災害対策本部の設置の手続を採らなければならない。

(災害警戒本部の廃止)

第10 総務部長は、次のいずれかに該当することとなったときは、災害警戒本部を廃止するものとする。

- (1) 災害の発生するおそれがなくなったとき又は災害警戒本部を継続して設置する必要がなくなったとき。
- (2) 災害対策本部が設置されたとき。

(委任)

第11 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月29日から施行する。

様式（第8関係）

盛岡市災害警戒本部資料
平成 年 月 日 時 分

盛岡市災害警戒本部資料

1 気象情報等

(1) 注意報・警報等

月 日 () ×時×分 大雨（土砂災害・浸水害）、洪水警報発表
×時×分 土砂災害警戒情報発表

(2) 降雨

盛岡 ミリ

好摩 ミリ

(3) 河川水位等

8月9日（水） ×時00分～×時00分までの最高水位

観測所	所在地	氾濫危険水位 (m)	日時	最高水位 (m)

(4) 天候の推移予想

2 市災害対策（警戒）本部等の設置状況

市災害警戒本部 月 日 () ×時×分設置 ××××警報発表
月 日 () ○時○分廃止

3 被害等 (月 日 ×時00分現在)

(1) 人的被害

(2) 住家等の被害

(3) その他被害状況、課題等

4 住民避難

(1) 避難指示等の発令状況

避難情報の種類	地区名	発表	解除
	町名（○川、×川流域）	日×時×分	日 :
〃	町名（土砂災害危険箇所）	日×時×分	日 :
	合計（×地区）		

(2) 避難等の状況 (月 日 時00分現在)

避難場所等	世帯数	避難者数	開設	閉鎖
計				

3-1 活動体制計画

3-1-2 盛岡市災害対策本部条例

盛岡市災害対策本部条例

〔昭和37年9月29日〕
〔条例第41号〕

改正 平成8年3月28日条例第13号

平成24年7月31日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、盛岡市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成8条例13・一部改正)

(災害対策本部長等の職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(平成8条例13・一部改正)

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他災害対策本部の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平成8条例13・追加)

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平成8条例13・旧第4条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-1 活動体制計画

3-1-3 盛岡市災害対策本部規程

盛岡市災害対策本部規程

〔 昭和52年3月16日 〕
〔 災害対策本部訓令第1号 〕

改正 昭和53年9月1日災害対策本部訓令第1号 昭和53年10月12日災害対策本部訓令第2号
 昭和55年2月1日災害対策本部訓令第1号 昭和56年8月1日災害対策本部訓令第1号
 昭和57年7月6日災害対策本部訓令第1号 平成4年12月10日災害対策本部訓令第1号
 平成5年12月21日災害対策本部訓令第1号 平成7年3月30日災害対策本部訓令第1号
 平成8年3月29日災害対策本部訓令第1号 平成9年6月30日災害対策本部訓令第1号
 平成10年6月8日災害対策本部訓令第1号 平成11年6月29日災害対策本部訓令第1号
 平成12年4月20日災害対策本部訓令第1号 平成13年3月30日災害対策本部訓令第1号
 平成14年3月29日災害対策本部訓令第1号 平成15年3月26日災害対策本部訓令第1号
 平成15年11月18日災害対策本部訓令第3号 平成16年3月31日災害対策本部訓令第1号
 平成17年4月22日災害対策本部訓令第1号 平成18年1月6日災害対策本部訓令第1号
 平成18年3月31日災害対策本部訓令第2号 平成19年3月30日災害対策本部訓令第1号
 平成20年4月21日災害対策本部訓令第1号 平成21年3月30日災害対策本部訓令第1号
 平成22年4月1日災害対策本部訓令第1号 平成23年4月1日災害対策本部訓令第1号
 平成23年4月27日災害対策本部訓令第2号 平成24年4月1日災害対策本部訓令第1号
 平成24年7月9日災害対策本部訓令第3号 平成25年4月1日災害対策本部訓令第1号
 平成26年3月31日災害対策本部訓令第1号 平成27年3月27日災害対策本部訓令第1号
 平成28年7月29日災害対策本部訓令第1号 平成29年4月13日災害対策本部訓令第1号
 平成30年3月30日災害対策本部訓令第1号 平成31年4月1日災害対策本部訓令第1号
 令和元年10月1日災害対策本部訓令第2号 令和2年2月1日災害対策本部訓令第1号
 令和2年4月1日災害対策本部訓練第2号 令和3年4月1日災害対策本部訓令第1号
 令和4年4月1日災害対策本部訓令第2号 令和5年4月1日災害対策本部訓令第1号
 令和6年4月1日災害対策本部訓令第1号

盛岡市災害対策本部規程（昭和39年災害対策本部訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、盛岡市災害対策本部条例（昭和37年条例第41号）第5条の規定に基づき、盛岡市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長、災害対策本部員等）

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理統括監をもつて

充てる。

- 2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、市長部局の公室長、部長、消防防災監、保健衛生監、玉山総合事務所長、会計管理者、上下水道部長、市立病院事務局長、教育長、教育部長、監査委員事務局長、総務部長が指定する総務部次長及び副消防防災監をもって充てる。
- 3 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、副本部長が、本部長があらかじめ定める順序によりその職務を代理する。
- 4 本部長及び副本部長に共に事故があるときは、総務部長の職にある本部員が本部長の職務を代理する。

（本部の位置）

第3条 本部は、盛岡市役所内に置く。

（本部員会議）

第4条 本部長は、災害予防及び災害応急対策に係る協議決定及びその実施を図るため必要があるときは、本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員会議は、公開しない。ただし、本部長は、相当と認める者の傍聴を許すことがある。

（事務局）

第5条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員をもって組織する。
- 3 事務局長は、総務部長をもって充て、事務局の所掌事務を統括する。
- 4 副事務局長は、総務部長が指定する総務部次長をもって充て、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 事務局員は、危機管理防災課の職員及び事務局長が指定する職員をもって充て、上司の命を受け、所掌事務を処理する。
- 6 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - （1）本部員会議の運営に関すること。
 - （2）本部の事務の総合調整に関すること。
 - （3）防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - （4）災害情報等の整理及び分析に関すること。
 - （5）災害応急対策の立案及び進捗管理に関すること。
 - （6）災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
 - （7）前各号に掲げるもののほか、事務局の処務に関すること。

（本部連絡員）

第6条 本部に本部連絡員を置き、次条第2項に規定する部長が部内の職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達に当たるほか、次条第1項に規定する部相互間の連絡及び

情報収集の事務を担当する。

(部、部長及び副部長)

第7条 本部に別表第1の左欄に掲げる部を置く。

- 2 部に部長を置き、別表第1の中欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 3 部に副部長を置き、別表第1の右欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(課及び課長)

第8条 部に別表第2の中欄に掲げる課を置く。

- 2 課に課長を置き、別表第2の右欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 3 課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(部及び課の分掌事務)

第9条 部及び課の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(部の運営)

第10条 この訓令及び別に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

(組織の特例)

第11条 臨時の事務及びこの訓令で定める組織により処理することが不適当な事務については、第2条及び第7条から前条までの規定にかかわらず、別に部、課若しくは職員を指定し、又は臨時に部、課その他の組織を設けて、これを処理することができる。

(配備体制)

第12条 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の本部の配備体制は、別に定める。

(本部の廃止)

第13条 本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認められるときに市長が廃止する。

(補則)

第14条 本部長は、災害応急対策の実施に当たり必要があると認めるときは、職員を他部又は他課の事務に従事させることがある。

第15条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和52年3月16日から施行する。

附 則 (昭和53年災本訓令第1号)

この訓令は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則 (昭和53年災本訓令第2号)

この訓令は、昭和53年10月12日から施行する。

附 則（昭和55年災本訓令第1号）

この訓令は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則（昭和56年災本訓令第1号）

この訓令は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和57年災本訓令第1号）

この訓令は、昭和57年7月6日から施行する。

附 則（平成4年災本訓令第1号）

この訓令は、平成4年12月10日から施行する。

附 則（平成5年災本訓令第1号）

この訓令は、平成5年12月21日から施行する。

附 則（平成7年災本訓令第1号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年災本訓令第1号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年災本訓令第1号）

この訓令は、平成9年6月30日から施行する。

附 則（平成10年災本訓令第1号）

この訓令は、平成10年6月8日から施行する。

附 則（平成11年災本訓令第1号）

この訓令は、平成11年6月29日から施行する。

附 則（平成12年災本訓令第1号）

この訓令は、平成12年4月20日から施行する。

附 則（平成13年災本訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年災本訓令第1号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年災本訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年災本訓令第3号）

この訓令は、平成15年11月18日から施行する。

附 則（平成16年災本訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年災本訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年災本訓令第1号）

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年災本訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年災本訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年災本訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成21年災本訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年災本訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年災本訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年災本訓令第2号）

1 この訓令は、平成23年4月27日から施行する。

2 盛岡市災害対策本部活動要領（昭和41年災害対策本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成24年災本訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年災本訓令第3号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年災本訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年災本訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年災本訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年災本訓令第1号）

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年災本訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月13日から施行する。

附 則（平成30年災本訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年災本訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年災本訓令第2号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年災本訓令第1号）

この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年災本訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年災本訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年災本訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年災本訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年災本訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
市長公室部	市長公室長	市長公室次長
総務部	総務部長	消防防災監、総務部長が指定する総務部次長及び 消防防災監が指定する副消防防災監
財政部	財政部長	財政部次長
市民部	市民部長	市民部次長及び都南総合支所長
交流推進部	交流推進部長	交流推進部次長
環境部	環境部長	環境部次長
保健福祉部	保健福祉部長	保健衛生監、保健所長、保健福祉部次長及び保健 所次長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長
商工労働部	商工労働部長	商工労働部次長
農林部	農林部長	農林部次長、中央卸売市場長及び農業委員会事務 局長
建設部	建設部長	建設部次長

都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長
玉山総合事務所部	玉山総合事務所長	総務課長（玉山総合事務所総務課長をいう。）
出納部	会計管理者	
上下水道部	上下水道部長	上下水道部長が指定する上下水道部次長
医療部	市立病院事務局長	市立病院事務局次長
教育部	教育長	教育部長及び教育部長が指定する教育次長
応援部	監査委員事務局長	議会事務局長及び監査委員事務局監査課長

別表第2（第8条関係）

部	課	課長に充てる職
市長公室部	企画調整課	企画調整課長
	広聴広報課	広聴広報課長
	秘書課	秘書課長
	東京事務所課	東京事務所長
総務部	総務課	総務課長（総務部総務課長をいう。）
	情報企画課	情報企画課長
	危機管理防災課	危機管理防災課長
	職員課	職員課長
	管財課	管財課長
財政部	財政課	財政課長
	契約検査課	契約検査課長
	資産経営課	資産経営課長
	市民税課	市民税課長
	資産税課	資産税課長
	納税課	納税課長
市民部	市民協働推進課	市民協働推進課長
	くらしの安全課	くらしの安全課長
	市民登録課	市民登録課長
	健康保険課	健康保険課長
	医療助成年金課	医療助成年金課長
	都南総合支所課	都南総合支所支所長補佐
交流推進部	文化国際課	文化国際課長
	スポーツ推進課	スポーツ推進課長

	観光課	観光課長
環境部	環境企画課	環境企画課長
	廃棄物対策課	廃棄物対策課長
	資源循環推進課	資源循環推進課長
	クリーンセンター課	クリーンセンター所長
保健福祉部	地域福祉課	地域福祉課長
	障がい福祉課	障がい福祉課長
	長寿社会課	長寿社会課長
	介護保険課	介護保険課長
	生活福祉第一課	生活福祉第一課長
	生活福祉第二課	生活福祉第二課長
	企画総務課	企画総務課長
	健康増進課	健康増進課長
	指導予防課	指導予防課長
	生活衛生課	生活衛生課長
子ども未来部	子ども青少年課	子ども青少年課長
	子育てあんしん課	子育てあんしん課長
	母子健康課	母子健康課長
商工労働部	経済企画課	経済企画課長
	ものづくり推進課	ものづくり推進課長
農林部	農政課	農政課長
	林政課	林政課長
	業務課	業務課長
	農業委員課	農業委員会事務局長
建設部	道路管理課	道路管理課長
	交通政策課	交通政策課長
	道路建設課	道路建設課長
	河川課	河川課長
	用地課	用地課長
	建築住宅課	建築住宅課長
都市整備部	都市計画課	都市計画課長
	景観政策課	景観政策課長
	公園みどり課	公園みどり課長

	建築指導課 盛岡南整備課 市街地整備課	建築指導課長 盛岡南整備課長 市街地整備課長
玉山総合事務所部	総務課 税務住民課 健康福祉課 産業振興課 建設課	総務課長（玉山総合事務所総務課長をいう。） 税務住民課長 健康福祉課長 産業振興課長 建設課長
出納部	会計課	会計課長
上下水道部	総務課 経営企画課 給排水課 水道建設課 水道維持課 浄水課 下水道整備課 下水道施設管理課 玉山事務所課	総務課長（上下水道部総務課長をいう。） 経営企画課長 給排水課長 水道建設課長 水道維持課長 浄水課長 下水道整備課長 下水道施設管理課長 玉山事務所長
医療部	総務課 医事課	総務課長（市立病院事務局総務課長をいう。） 医事課長
教育部	総務課 学務教職員課 学校教育課 生涯学習課 歴史文化課	総務課長（教育委員会事務局総務課長をいう。） 学務教職員課長 学校教育課長 生涯学習課長 歴史文化課長
応援部	議事総務課 選挙管理委員課 監査課	議会事務局議事総務課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局監査課長

別表第3（第9条関係）

(1) 市長公室部

課	分掌事務
---	------

企画調整課	(1) 部内各課の連絡調整に関すること。 (2) 生活福祉第一課及び生活福祉第二課に対する応援（応急仮設住宅の入居者の調査に関するものに限る。）に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
広聴広報課	(1) 災害写真の撮影記録に関すること。 (2) 市民相談の総合窓口に関すること。 (3) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関すること。
秘書課	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
東京事務所課	関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 総務部

課	分掌事務
総務課	(1) 文書の收受及び発送に関すること。 (2) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (3) 部内各課の連絡調整に関すること。 (4) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関すること。
情報企画課	(1) 電子計算組織の運用その他の管理の総括に関すること。 (2) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関すること。
危機管理防災課	(1) 防災会議及び本部に関すること。 (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）に基づく従事命令及び公用負担に関すること。 (3) 非常通信に関すること。 (4) 防災行政無線局の管理及び運用に関すること。 (5) 消防活動に必要な資材等に関すること。 (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）の備蓄に関すること。 (7) 水防に関すること。 (8) 災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用の事務手続に関すること。
職員課	(1) 職員の動員に関すること。 (2) 各部間の応援の調整及び配備に関すること。

管財課	(1) 市有財産の被害の調査及び報告並びに管理に関すること。 (2) 電話交換に関すること。 (3) 庁内放送に関すること。 (4) 自動車の集中管理及び配車に関すること。 (5) 自動車の燃料の確保に関すること。 (6) 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。 (7) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関すること。
-----	--

(3) 財政部

課	分掌事務
財政課	(1) 緊急予算の編成等財政措置に関すること。 (2) 応急公用負担に基づく補償に関すること。 (3) 財政部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (4) 部内各課の連絡調整に関すること。 (5) 他課に対する応援に関すること。
契約検査課	(1) 救援用資材物資の調達及び受払に関すること。 (2) 避難場所等の避難者等に対する食料品、生活必需品等の物資の発注に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
資産経営課	(1) 避難場所等（中央自動車学校、盛岡自動車学校及び岩手自動車学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
市民税課	(1) 市税（固定資産税、特別土地保有税、都市計画税及び国民健康保険税を除く。）の減免に関すること。 (2) 支援物資の集積場所（県営体育館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の減免に関すること。 (2) 危機管理防災課に対する応援（人的被害及び住宅等の被害の調査及び報告に関するものに限る。）に関すること。 (3) り災の証明（火災に係るものを除く。）に関すること。
納税課	(1) 市税（国民健康保険税を除く。）の徴収猶予に関すること。

	(2) 避難場所等（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (3) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (4) 支援物資の集積場所（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 飛行場外離着陸場（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (6) 自衛隊の集結場所（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関すること。 (7) 危機管理防災課に対する応援（災害に関する情報の収集及び伝達に関するものに限る。）に関すること。
--	--

(4) 市民部

課	分掌事務
市民協働推進課	(1) 避難場所等（地区活動センター、岩手医大緑が丘グラウンド、地域交流活性化センター、盛岡八幡宮、宇津野公民館、東安庭公民館、門公民館及び道明自治公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 町内会等に対する災害情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。 (4) 避難者等の安否の問合せに関すること。 (5) 地区活動センター等の被害の調査及び報告に関すること。 (6) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (7) 市民部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (8) 部内各課の連絡調整に関すること。 (9) 他課に対する応援に関すること。
くらしの安全課	(1) 交通指導に関すること。 (2) 特定空き家等の被害の応急措置に関すること。 (3) 被災地等の防犯の意識啓発に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
市民登録課	(1) 戸籍法（昭和22年法律第 224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による届出及び証明に関すること。

	(2) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関する事。 (3) 支所との連絡調整に関する事。 (4) 火葬場の被害の調査及び報告に関する事。 (5) 災害に伴う各種証明の総合窓口の開設に関する事。 (6) 危機管理防災課に対する応援（避難指示等の区域並びに警戒区域内の世帯数及び人数の把握に関するものに限る。）に関する事。 (7) 他課に対する応援に関する事。
健康保険課	(1) 国民健康保険税の減免に関する事。 (2) 国民健康保険税の徴収猶予に関する事。 (3) 支援物資の総括（集積場所の開設の指示、受入れ、払出し、供給計画等）に関する事。 (4) 調達物資の供給計画に関する事。 (5) 地域福祉課に対する応援に関する事（社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関する事に限る。）。
医療助成年金課	(1) 各種医療費助成受給者への医療費貸付に関する事。 (2) 国民年金保険料の免除に関する事。 (3) 健康保険課に対する応援に関する事。（支援物資及び調達物資の供給計画に関する事に限る。）。
都南総合支所課	(1) 文書の収受及び発送に関する事。 (2) 市民相談の窓口に関する事。 (3) 町内会等（都南総合支所の所管区域に属するものに限る。）に対する災害情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関する事。 (4) 戸籍法及び住民基本台帳法の規定による届出及び証明に関する事。 (5) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関する事。 (6) 出張所との連絡調整に関する事。 (7) 災害に伴う各種証明の総合窓口の開設に関する事。 (8) 危機管理防災課に対する応援（災害対策本部の移転又は現地災害対策本部の設置に関するものに限る。）に関する事。

(5) 交流推進部

文化国際課	(1) 避難場所等（国際交流センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。
-------	--

	(3) 被災した外国人に対する支援に関すること。 (4) 文化施設の被害の調査及び報告に関すること。 (5) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (6) 交流推進部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (7) 部内各課の連絡調整に関すること。 (8) 他課に対する応援に関すること。
スポーツ推進課	(1) 所管するスポーツ施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 災害応急活動に協力するスポーツ団体との連絡調整に関すること。 (3) スポーツ団体に対する連絡に関すること。 (4) 避難場所等（岩手大学理工学部グラウンド、つなぎ多目的運動場、総合アリーナ・総合プール、市立武道館、乙部運動広場、乙部体育館、渋民運動公園及び好摩体育館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 支援物資の集積場所（都南体育館、総合アリーナ、渋民運動公園総合体育館及び県営体育館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (6) 飛行場外離着陸場（太田橋グラウンド、旧市営野球場及び渋民運動公園陸上競技場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (7) 遺体収容所の設置及び運営に関すること。 (8) 遺体収容所に収容された者の名簿の作成に関すること。 (9) 岩手県広域防災拠点施設（総合アリーナに開設するものに限る。）の利用に関すること。
観光課	(1) 観光施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 避難者及び応援部隊の宿泊施設の確保、集結場所の設置の指導及び総括に関すること。

(6) 環境部

課	分掌事務
環境企画課	(1) 保護庭園等の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 公害防止に関すること。 (3) 飲料水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策に関すること。

	(4) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関する事 (5) 部内各課の連絡調整に関する事 (6) 他課に対する応援に関する事
廃棄物対策課	(1) 盛岡地区衛生処理組合、盛岡北部行政事務組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合及び盛岡広域環境組合の連絡調整に関する事 (2) 被災地のし尿処理及び仮設便所等の設置に関する事 (3) 災害廃棄物の処理等に関する事 (4) 他課に対する応援に関する事
資源循環推進課	(1) 清掃業務施設（クリーンセンターを除く。）及び衛生施設の被害の調査及び報告に関する事 (2) 被災地の清掃に関する事 (3) 他課に対する応援に関する事
クリーンセンター課	(1) クリーンセンターの被害の調査及び報告に関する事 (2) 他課に対する応援に関する事

(7) 保健福祉部

課	分掌事務
地域福祉課	(1) 災害救助法の規定による救助に要する費用の繰替支弁に関する事 (2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事 (3) 社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関する事 (4) 盛岡市災害ボランティアセンターの設置要請に関する連絡及び支援に関する事 (5) 福祉避難所の設置及び運営の総括に関する事 (6) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関する事 (7) 部内各課の連絡調整に関する事
障がい福祉課	(1) 身体障がい者及び知的障がい者の被災者の援護並びに被害の調査及び報告に関する事 (2) 避難場所等（岩手マッサージセンターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事 (3) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事

長寿社会課	(1) 老人の被災者の援護並びに被害の調査及び報告に関する事。 (2) 老人の被災者の収容に関する事。 (3) 避難場所等（老人福祉センター、老人憩いの家、ケアガーデン高松公園、世代交流センター及び盛岡地域福祉センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (5) 保健福祉部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関する事。
介護保険課	(1) 介護保険事業者の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 介護保険料の減免に関する事。 (3) 介護保険料の徴収猶予に関する事。
生活福祉第一課	(1) 被災した生活保護世帯及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の規定による支援を受けている者の援護並びに被害の調査及び報告に関する事。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に関する事。 (3) 避難場所等（ふれあいランド岩手に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (5) 避難者の生活相談の総括に関する事。 (6) 応急仮設住宅の入居者の調査に関する事。
生活福祉第二課	(1) 被災した生活保護世帯の援護並びに被害の調査及び報告に関する事。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に関する事。 (3) 避難場所等（ふれあいランド岩手に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (5) 避難者の生活相談の総括に関する事。 (6) 応急仮設住宅の入居者の調査に関する事。
企画総務課	(1) 医師及び看護師の要員の総合調整に関する事。 (2) 医師及び看護師の要員の受入れに関する事。 (3) 遺体の検案及び検視に関する事。 (4) 保健所内各課の連絡調整に関する事。 (5) 他課に対する応援に関する事。

健康増進課	(1) 応急救護に関すること。 (2) 避難者の健康指導及び健康管理に関すること。 (3) 避難者の健康指導及び健康管理の総括に関すること。
指導予防課	(1) 被災地等の防疫及び感染症の予防に関すること。 (2) 避難者の栄養指導に関すること。 (3) 医療施設の被害の調査及び報告に関すること。 (4) 医薬品の確保に関すること。
生活衛生課	(1) 被災地等の生活衛生指導に関すること。 (2) 避難者の食品衛生指導に関すること。 (3) 遺体の埋葬及び火葬の総括に関すること。 (4) 遺体の収容所の開設の指導及び総括に関すること。 (5) 遺体の名簿の取りまとめに関すること。 (6) 避難場所等における愛玩動物の取扱いに関すること。 (7) 死亡獣畜の適正処理の指導に関すること。 (8) 特定動物の適正管理指導及び被災犬等の保護収容に関すること。 (9) 公衆浴場の被害の調査及び報告に関すること。

(8) 子ども未来部

課	分掌事務
子ども青少年課	(1) 要保護児童等の被災者の援護並びに被害の調査及び報告に関すること。 (2) 避難場所等（児童館及び児童センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (3) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (4) 部内各課の連絡調整に関すること。
子育てあんしん課	(1) 子ども未来部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
母子健康課	(1) 避難者の健康指導及び健康管理に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

(9) 商工労働部

課	分掌事務
経済企画課	(1) 商業関係の被害の調査及び報告に関すること。

	(2) 商業団体等との連絡調整に関すること。 (3) 労働力確保に係る連絡調整に関すること。 (4) 避難場所等（盛岡市勤労福祉会館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (6) ボランティアの受入場所（盛岡市勤労福祉会館及びサンライフ盛岡に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (7) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (8) 商工労働部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (9) 部内各課の連絡調整に関すること。
ものづくり推進課	(1) 工業関係の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 工業団体等との連絡調整に関すること。 (3) 商工業関係者への融資に関すること。 (4) 避難場所等（盛岡地域地場産業振興センター及び岩手県工業技術センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。

(10) 農林部

課	分掌事務
農政課	(1) 農水産関係の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 病虫害の駆除に関すること。 (3) 被害地等における家畜の防疫に関すること。 (4) 家畜の輸送に関すること。 (5) 被災農家の援助に関すること。 (6) 応急米に関すること。 (7) 農地及び農業用施設の復旧に関すること。 (8) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (9) 飲雑用水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策に関すること。 (10) 避難場所等（農業構造改善センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (11) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (12) 農林部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りま

	とめ及び報告に関すること。 (13) 部内各課の連絡調整に関すること。
林政課	(1) 林業関係の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 被害林家の援助に関すること。 (3) 林道の復旧に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
業務課	(1) 農産物及び水産物の調達に係る連絡調整に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
農業委員課	(1) 避難場所等（盛岡第四高等学校及び盛岡南高等学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 応援部隊の集結場所（盛岡第四高等学校、盛岡南高等学校及び盛岡聴覚支援学校に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。

(11) 建設部

課	分掌事務
道路管理課	(1) 道路及び橋りょうの被害の調査及び報告に関すること。 (2) 交通途絶箇所及び交通う回路線の公示に関すること。 (3) 道路及び橋りょうの被害防止並びに道路区域の地すべり並びに道路及び橋りょうの決壊等の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 道路及び橋りょうに係る障害物の除去に関すること。 (5) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (6) 部内各課の連絡調整に関すること。
交通政策課	(1) 輸送機関との連絡調整に関すること。 (2) 飛行場外離着陸場（他の所管に属するものを除く。）の設置及び運営に関すること。 (3) 帰宅困難者に対する交通機関についての情報の周知等に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
道路建設課	(1) 経済企画課に対する応援（ボランティアの受入場所の開設及び運営に関するものに限る。）に関すること。 (2) 道路工事現場の被害の調査及び報告に関すること。

	(3) 他課に対する応援に関すること。
河川課	(1) 管理河川の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 管理河川の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 河川の障害物の除去に関すること。 (4) 土砂災害の被害の調査及び報告に関すること。 (5) 土砂災害の被害の応急措置及び復旧に関すること。
用地課	(1) 災害復旧に必要な用地の確保に関すること。 (2) 応急仮設住宅の用地の確保に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
建築住宅課	(1) 市有建築物の応急修理の設計及び施工の監督に関すること。 (2) 応急仮設住宅の設置（民間賃貸住宅借上げによるものを含む。）に関すること。 (3) 市営住宅等の被害の調査及び報告に関すること。 (4) 市営住宅等の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (5) 他課に対する応援に関すること。

(12) 都市整備部

課	分掌事務
都市計画課	(1) 都市計画施設（他の所管に属するものを除く。）の被害の調査及び報告に関すること。 (2) マリオス立体駐車場、盛岡駅西口地区駐車場の被害の調査及び報告に関すること。 (3) 危険宅地の災害の防止、応急措置及び復旧の指導に関すること。 (4) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (5) 被災宅地危険度判定士の受入場所の開設の指導及び総括に関すること。 (6) 被災宅地危険度判定士の派遣要請に関すること。 (7) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (8) 都市整備部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (9) 被災宅地の堆積土砂の撤去に関すること。 (10) 部内各課の連絡調整に関すること。 (11) 他課に対する応援に関すること。
景観政策課	(1) 景観重要建造物、景観重要樹木等及び歴史的風致形成建造物の被害

	の調査及び報告に関すること。 (2) 屋外広告物の被害の調査及び報告に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
公園みどり課	(1) 公園施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 公園施設の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 避難場所等（盛岡城跡公園、高松公園、東黒石野公園、松園中央公園、緑の里近隣公園、前九年公園、月が丘児童公園、盛南公園、中央公園、津志田近隣公園、都南中央公園、下鹿妻北近隣公園、ぽちかち飯岡公園、盛岡南公園、盛岡南地区公園、湯沢中央公園及び盛岡市動物公園に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 飛行場外離着陸場（中央公園、盛岡南公園及び高松公園に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。
建築指導課	(1) 建築物の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 仮設建築物の建築の相談、助言等に関すること。 (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する被災市街地における建築制限に関すること。 (4) 被災建築物の応急危険度の判定に関すること。 (5) 被災建築物応急危険度判定士の受入場所の開設の指導及び総括に関すること。 (6) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請に関すること。 (7) 被災した住宅の応急修理に関すること。
盛岡南整備課	(1) 土地区画整理事業（都南中央第三地区及び道明地区に係るものに限る。次号において同じ。）の施行地区内の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 土地区画整理事業の施行地区内の公共施設の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 避難場所等（盛岡スコーレ高等学校、盛岡峰南高等支援学校及び盛岡工業高等学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 復旧資機材の集結場所（盛岡工業高等学校に開設するものに限る。）の設置及び管理に関すること。

	(6) 支援物資の集積場所（盛岡工業高等学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (7) 他課に対する応援に関すること。
市街地整備課	(1) 土地区画整理事業（太田地区に係るものに限る。次号において同じ。）の施行地区内及び市街地再開発事業区域内の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業区域内の公共施設の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 避難場所等（県営運動公園、マリオス及び盛岡商業高等学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 飛行場外離着陸場（県営運動公園陸上競技場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (6) 自衛隊の集結場所（県営運動公園陸上競技場に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関すること。 (7) 復旧資機材の集結場所（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センターに開設するものに限る。）の設置及び管理に関すること。 (8) 支援物資の集積場所（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (9) 危機管理防災課に対する応援（災害救助法の適用の事務手続に関することに限る。）に関すること。 (10) 他課に対する応援に関すること。

(13) 玉山総合事務所部

課	分掌事務（玉山地域に係る事務に限る。）
総務課	(1) 文書の收受及び発送に関すること。 (2) 避難指示等に係る誘導及び確認に関すること。 (3) 防災行政無線による広報に関すること。 (4) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 消防団に関すること。 (6) 町内会等に対する災害情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。

	(7) 避難場所等（玉山総合福祉センター、コミュニティセンター及び日戸キャンプ場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (8) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (9) 危機管理防災課に対する応援（災害対策本部の移転又は現地災害対策本部の設置に関するものに限る。）に関すること。 (10) 玉山総合事務所部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (11) 部内各課の連絡調整に関すること。
税務住民課	(1) 市民相談の窓口に関すること。 (2) 災害に伴う各種証明の総合窓口の開設に関すること。 (3) 出張所との連絡調整に関すること。 (4) 交通指導に関すること。 (5) 戸籍法及び住民基本台帳法の規定による届出及び証明に関すること。 (6) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関すること。 (7) 飲料水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策に関すること。 (8) 被災地の清掃に関すること。 (9) 他課に対する応援に関すること。
健康福祉課	(1) 被災者の収容及び援護に関すること。 (2) 応急救護に関すること。 (3) 被災者の被害の調査及び報告に関すること。 (4) 支援物資及び調達物資の供給に関すること。 (5) 避難場所等（介護予防センター及び玉山地域内の保育所に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (6) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (7) 保健衛生及び福祉対策に関すること。 (8) 支援物資の集積場所（玉山総合福祉センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (9) 他課に対する応援に関すること。
産業振興課	(1) 避難場所等（浜民勤労者研修センター、就業改善センター、盛岡商工会議所玉山支所、姫神地区振興センター、玉山健康増進センター、

	町村活性化センター、岩洞活性化センター及びユートランド姫神に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 農林水産関係の被害の調査及び報告に関すること。 (4) 病虫害の防除に関すること。 (5) 家畜の防疫に関すること。 (6) 被災農家の援助に関すること。 (7) 商工業関係の被害の調査及び報告に関すること。 (8) 商工業関係者への融資に関すること。 (9) 観光施設の被害の調査及び報告に関すること。 (10) 災害広報に関すること。 (11) 災害写真の撮影記録に関すること。
建設課	(1) 道路及び橋りょうの被害の調査及び報告に関すること。 (2) 道路及び橋りょうの応急措置及び復旧に関すること。 (3) 交通途絶箇所及び迂回路線の公示に関すること。 (4) 道路、橋りょう及び河川に係る障害物の除去に関すること。 (5) 応急仮設住宅の設置に関すること。 (6) 危険宅地の災害の防止、応急措置及び復旧の指導に関すること。 (7) 管理河川及び砂防施設の被害の調査及び報告に関すること。 (8) 管理河川の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (9) 土砂災害の被害の調査及び報告に関すること。 (10) 土砂災害の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (11) 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。

(14) 出納部

課	分掌事務
会計課	(1) 災害義援金の出納及び保管に関すること。 (2) 義援金の受付についての情報の周知に関すること。 (3) 義援金の配分に関すること（義援金配分委員会に関することを含む。）。

(15) 上下水道部

課	分掌事務
総務課	(1) 上下水道局庁舎及び車庫の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 部内活動の記録及び報告に関すること。

	(3) 上下水道に係る関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (5) 部内各課の連絡調整に関すること。
経営企画課	(1) 水道及び下水道の使用に係る広報に関すること。 (2) 被災者の水道料金、下水道使用料等の減免に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
給排水課	(1) 水道水の応急給水に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
水道建設課	(1) 水道工事現場の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 水道工事現場の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
水道維持課	(1) 水道管路の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 水道管路の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 水道施設の応急措置及び復旧に係る資材の確保及びあつせんに関すること。
浄水課	(1) 取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 水質管理センターの被害の調査及び報告に関すること。 (4) 水道水の水質検査に関すること。 (5) 他課に対する応援に関すること。
下水道整備課	(1) 下水道工事現場の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 下水道工事現場の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
下水道施設管理課	(1) 下水道施設（玉山地域に存するものを除く。）の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 下水道施設（玉山地域に存するものを除く。）の被害の応急措置及び復旧に関すること。
玉山事務所課	(1) 下水道施設（玉山地域に存するものに限る。）の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 下水道施設（玉山地域に存するものに限る。）の被害の応急措置及び復旧に関すること。

	(3) 他課に対する応援に関すること。
--	---------------------

(16) 医療部

課	分掌事務
総務課	(1) 市立病院の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 医療班及び救護班の編成に関すること。 (3) 部内の連絡調整に関すること。
医事課	(1) 患者の被害状況の調査に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

(17) 教育部

課	分掌事務
総務課	(1) 学校施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 教育に係る災害対策予算に関すること。 (3) 教材及び教育施設の被害の復旧に必要な資材の調達に関すること。 (4) 避難場所等（盛岡市立の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（学校の用途を廃止した土地及び建物であって、教育委員会において管理するものを含む。）に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (6) 飛行場外離着陸場（乙部中学校、巻堀中学校及び玉山小学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (7) 部内活動の記録及び報告に関すること。 (8) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (9) 教育部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (10) 部内各課の連絡調整に関すること。
学務教職員課	(1) 学校に対する連絡及び指示に関すること。 (2) 幼稚園児、児童及び生徒並びに教員の被害の調査及び報告に関すること。 (3) 幼稚園児、児童及び生徒の避難救助に関すること。 (4) 学校給食の応急対策に関すること。 (5) ボランティアの学生及び生徒に対する連絡に関すること。 (6) 避難場所等（岩手女子高等学校、盛岡白百合学園高等学校（小学校及び中学校を含む。）に開設するものに限る。）の設置及び運営に関

	すること。 (7) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。
学校教育課	(1) 応急の教育に関すること。 (2) 幼児、児童及び生徒の保健に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
生涯学習課	(1) 社会教育施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 災害応急活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関すること。 (3) 社会教育団体に対する連絡に関すること。 (4) 避難場所等（中央公民館、上田公民館、西部公民館、見前地区公民館、都南公民館、見前南地区公民館、飯岡地区公民館、岩手大学附属小学校、岩手大学附属中学校、河南公民館、岩手大学附属特別支援学校、乙部地区公民館、好摩地区公民館、渋民公民館、玉山地区公民館及び蕨川地区公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (6) ボランティアの受入場所（中央公民館及び河南公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (7) 応急危険度判定士の受入場所（河南公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (8) 飛行場外離着陸場（渋民文化会館駐車場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (9) 支援物資の集積場所（渋民公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。
歴史文化課	(1) 文化財施設及び文化財の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 避難場所等（杜陵高等学校、盛岡第三高等学校及び杜陵学園に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (3) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。

(18) 応援部

課	分掌事務
議事総務課	(1) 避難場所等（盛岡第一高等学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 応援部隊の集結場所（岩手高等学校及び盛岡第一高等学校に開設す

	るものに限る。)の設置及び連絡調整に関すること。 (3) 議会及び議員の連絡調整に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
選挙管理委員課	(1) 応援部隊の集結場所（盛岡第二高等学校に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
監査課	(1) 応援部隊の集結場所（盛岡大学附属高等学校に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関すること。 (2) 職員課との連絡調整に関すること。 (3) 部内各課の連絡調整に関すること。

3-1 活動体制計画

3-1-4 盛岡市災害対策本部活動要領

〔昭和41年8月26日〕
〔災害対策本部訓令第2号〕

改正	昭和52年3月16日	災害対策本部訓令第2号
	平成8年3月29日	災害対策本部訓令第2号
	平成9年6月30日	災害対策本部訓令第2号
	平成14年3月29日	災害対策本部訓令第2号
	平成15年3月26日	災害対策本部訓令第2号
	平成18年3月31日	災害対策本部訓令第3号
	平成21年3月30日	災害対策本部訓令第2号
	平成24年4月1日	災害対策本部訓令第2号
	平成26年3月31日	災害対策本部訓令第2号
	令和3年4月1日	災害対策本部訓令第2号
	令和3年10月11日	災害対策本部訓令第3号

(目的)

第1条 この要領は、盛岡市災害対策本部規程（昭和52年災害対策本部訓令第1号）第12条及び第15条の規定に基づき、盛岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の配備体制及び活動に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(本部設置の通知)

第2条 総務部長は、本部が設置されたときは、直ちにその旨を災害対策本部員（以下「本部員」という。）に通知しなければならない。

(配備体制)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めたときは、別表に定める基準により、当該各号に定める配備体制を指令する。

2 配備体制が職員退庁後に指令された場合は、各部長は、必要な職員を非常招集し、災害応急対策業務に従事させるものとする。

3 本部長は、事態の推移に応じ、指令した配備体制を切り替え、又は解除する。

(警戒配備体制下の活動)

第4条 警戒配備体制においては、情報の収集、伝達及び広報活動を行うほか、必要に応じ応急措置を講ずるものとして、その活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、直ちに主査以上の職員及び部長があらかじめ指名する職員を動員し、必要な災害応急対策に従事させるとともに、情勢により必要なその他の部内職員を待機させる。

(2) 各部長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、その内容を総務部長に報告する。この場合において、応急措置を必要とするものについては、その旨及びその内容を併せて報告し、速やかにその措置を講ずる。

(3) 総務部長は、各部長の報告並びに盛岡地方気象台及びその他の機関から収集した情報を分析して本部長に報告し、必要なものについては、関係部長に通知する。

(4) 副本部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情勢に対応する措置を検討する。

(5) 各部長は、予想される災害に対応し必要と認められる物資、機械、器材等を点検整備し、直ちに被災地区に配備し得るよう措置する。

(非常配備体制下の活動)

第5条 非常配備体制においては、本部のすべての組織、機能を挙げて災害応急対策を講ずるものとする。

(標識)

第7条 本部の職員が災害応急対策業務に従事するとき及び災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等において別段の定めがある場合のほか、腕章を付けるとともに、標識を当該自動車に掲げるものとする。

附 則

この要領は、昭和41年8月26日から施行する。

附 則（昭和52年災本訓令第2号）

この訓令は、昭和52年3月16日から施行する。

附 則（平成8年災本訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年災本訓令第2号）

この訓令は、平成9年6月30日から施行する。

附 則（平成14年災本訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年災本訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年災本訓令第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年災本訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年災本訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年災本訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年災本訓令第3号）

この訓令は、令和3年10月11日から施行する。

別表（第3条関係）

配備区分	配備基準
警戒配備	(1) 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項及び第2項の規定による気象、地象又は水象についての警報（以下「気象警報」という。）（火山現象に係るものを除く。） イ 水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項の規定による北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報又は雫石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報（以下「氾濫警戒情報」という。） ウ 水防法第16条第1項及び第2項の規定による北上川水防警報（出動）、雫石川水防警報（出動）、中津川水防警報（出動）、築川水防警報（出動）、松川水防警報（出動）又は諸葛川水防警報（出動）（以下「水防警報（出動）」という。） (2) 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (3) 市内で震度5強を観測したとき。 (4) 岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表されたとき。 (5) その他本部長が特に必要と認めたとき。
非常配備	(1) 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 ア 気象警報（火山現象に係るものを除く。） イ 気象業務法第13条の2第1項の規定による気象又は地象についての警報（火山現象に係るものを除く。） ウ 氾濫警戒情報 エ 水防警報（出動） (2) 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれが

	ある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (3) 市内で震度6弱以上を観測したとき。 (4) 岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警報レベル5が発表されたとき。 (5) その他本部長が特に必要と認めたとき。
--	--

3-1 活動体制計画

3-1-5 火山災害時の現地災害対策本部設置予定場所

火山災害時の現地災害対策本部設置予定場所

名 称	所 在 地	電話番号
巻堀中学校	盛岡市好摩字夏間木70-1	682-0022
盛岡種雄牛センター	盛岡市下田字柴沢301-5	683-2450

3-1 活動体制計画

3-1-6 災害時の情報交換に関する協定（リエゾン協定）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、盛岡市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 盛岡市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 盛岡市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年 月 日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長

青山 俊行



乙 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷藤 裕明



3-1 活動体制計画

3-1-7 通報順位表

通 報 順 位 表

部	受 命 責 任 者	
	第 1 順 位	第 2 順 位
総 務 部	総 務 課 長	課 長 補 佐
	危機管理防災課長	課 長 補 佐
市長公室部	企 画 調 整 課 長	課 長 補 佐
財 政 部	財 政 課 長	課 長 補 佐
市 民 部	市民協働推進課長	課 長 補 佐
交流推進部	文化国際課長	課 長 補 佐
環 境 部	環 境 企 画 課 長	課 長 補 佐
保健福祉部	地 域 福 祉 課 長	課 長 補 佐
子ども未来部	子ども青少年課長	課 長 補 佐
商工労働部	経 済 企 画 課 長	課 長 補 佐
農 林 部	農 政 課 長	課 長 補 佐
建 設 部	道 路 管 理 課 長	課 長 補 佐
都市整備部	都 市 計 画 課 長	課 長 補 佐
玉山総合事務所部	総 務 課 長	課 長 補 佐
出 納 部	会 計 課 長	課 長 補 佐
医 療 部	総 務 課 長	課 長 補 佐
上下水道部	総 務 課 長	課 長 補 佐
教 育 部	総 務 課 長	課 長 補 佐
応 援 部	監 査 課 長	課 長 補 佐

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1 四十四田ダム及び御所ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

四十四田ダム及び御所ダム放流警報設備等による
災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長（以下「甲」という。）と、盛岡市長（以下「乙」という。）は、乙が北上川及び雫石川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、ダム情報表示設備等ダム管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、自然災害等、市民及び滞在者（以下「市民等」という。）の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、乙が市民等に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって市民等に伝達提供する情報の内容は、北上川及び雫石川における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、災害時に乙が行う市民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 乙が市民等に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- （1） 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- （2） 甲が設置しているダム情報表示設備を用いた電光表示情報

2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。



（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲が警報設備等を使用しているときは、原則として乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

ただし、市民等の生命、身体又は財産に関わる重要な情報や緊急を要する情報については、この限りではない。

(情報伝達の責任)

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改正及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 8月 6日

甲 盛岡市下厨川字四十四田1

国土交通省 東北地方整備局

北上川ダム統合管理事務所長

西 條 一 彦



乙 盛岡市内丸12-2

盛 岡 市 長

谷 藤 裕 明

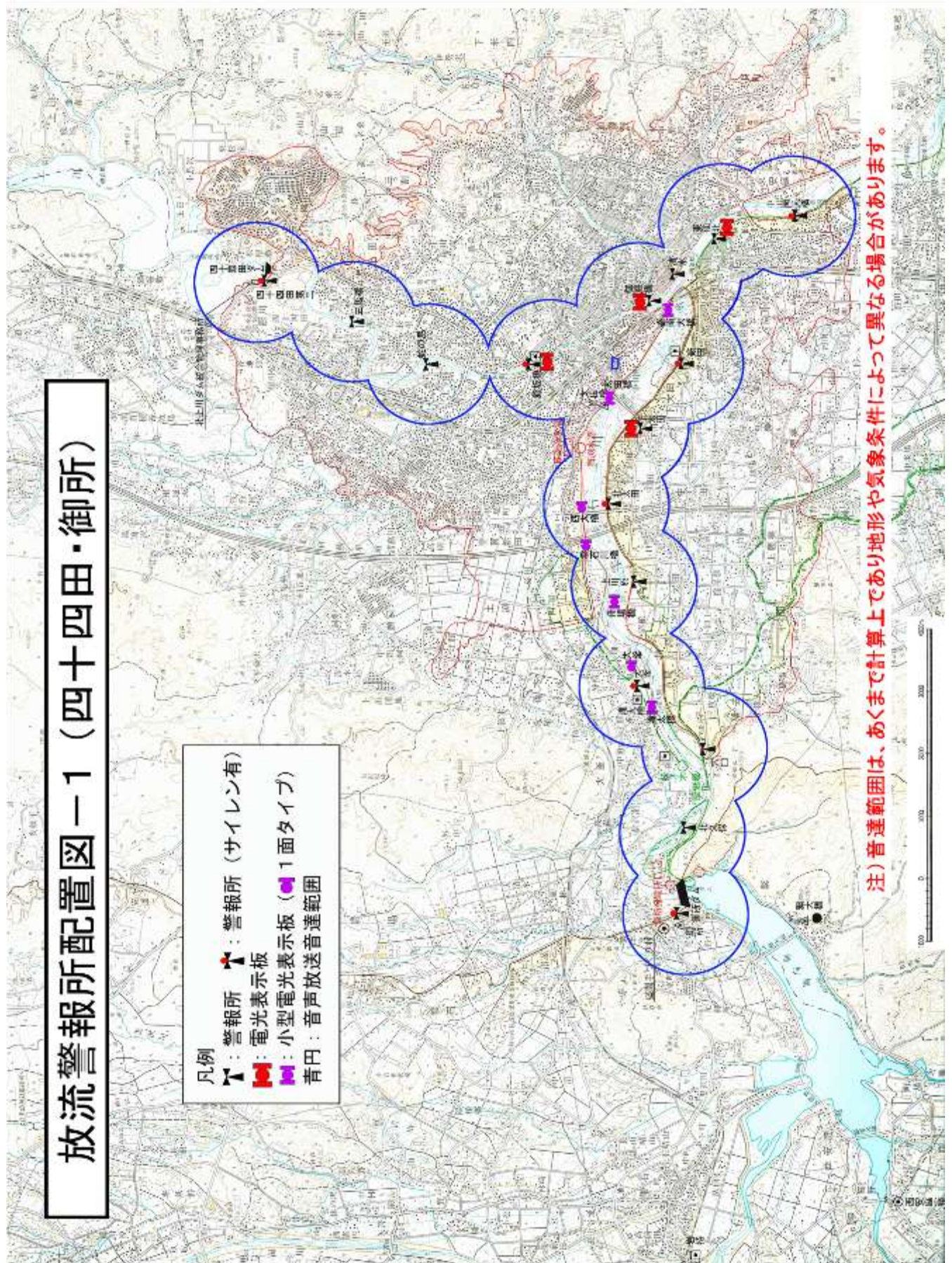


別表－1(1) 警報所等所在地(四十四田ダム管内)

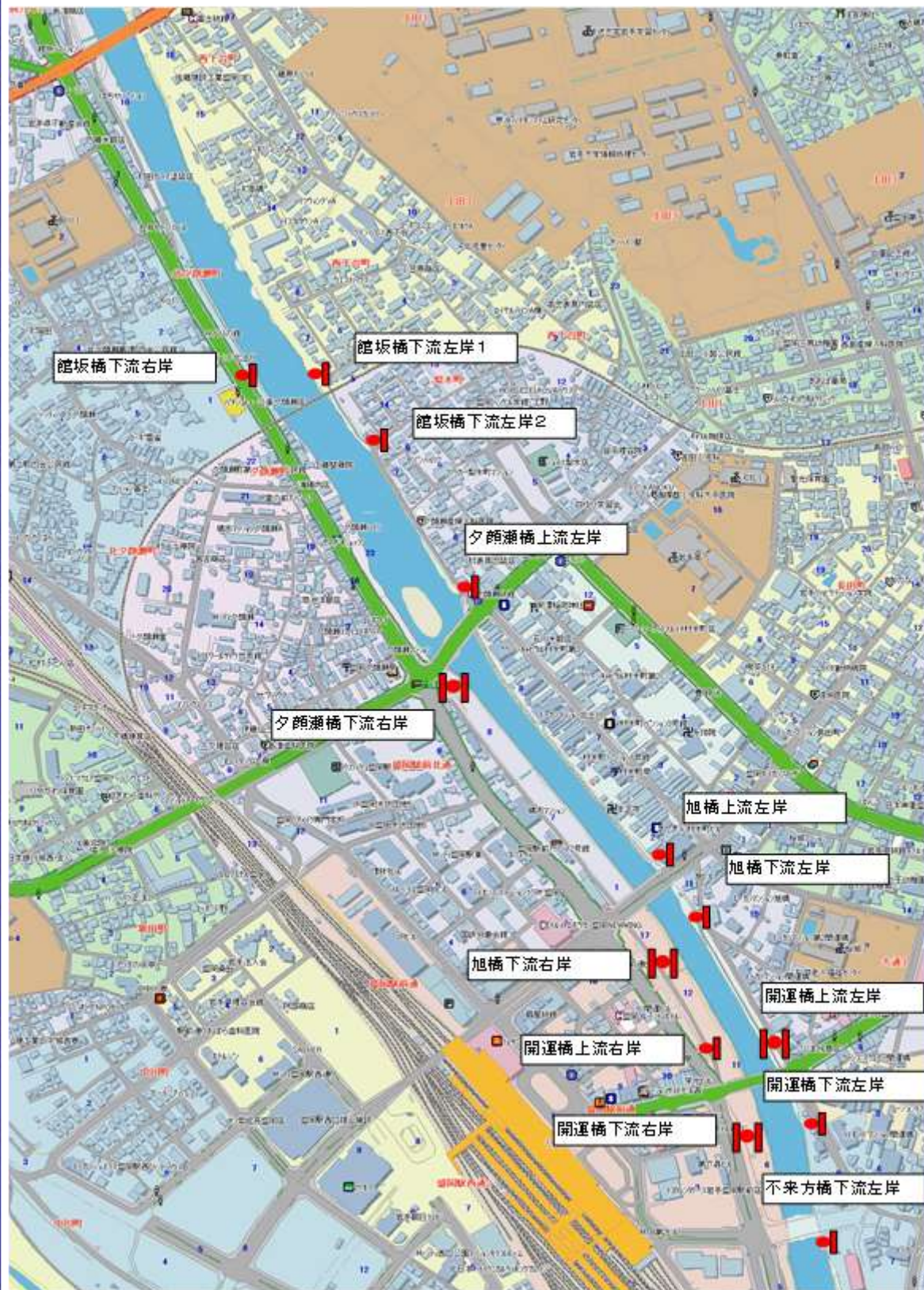
名 称	種 類	所 在 地	備 考
四十四田第二	放流警報装置	岩手県盛岡市下厨川字四十四田1	
三馬橋	放流警報装置	岩手県盛岡市緑が丘二丁目3-15	
蛇の島	放流警報装置	岩手県盛岡市上堂三丁目205-2	
館坂橋	放流警報装置	岩手県盛岡市北夕顔瀬町	電光表示板付き
御厩橋	放流警報装置	岩手県盛岡市大沢川原三丁目3	電光表示板付き
東仙北	放流警報装置	岩手県盛岡市仙北町二丁目	電光表示板付き
南大橋	放流警報装置	岩手県盛岡市東仙北二丁目19	
館坂橋下流右岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市北夕顔瀬町1	
館坂橋下流左岸1	小型電光表示板	岩手県盛岡市西下台町5	
館坂橋下流左岸2	小型電光表示板	岩手県盛岡市梨木町14	
夕顔瀬橋上流左岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市材木町10	
夕顔瀬橋下流右岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市盛岡駅前北通8	
旭橋上流左岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市材木町2	
旭橋下流右岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市盛岡駅前通12	
旭橋下流左岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市大通三丁目11	
開運橋上流左岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市大通三丁目9	
開運橋上流右岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市盛岡駅前通11	
開運橋下流左岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市大沢川原3-8	
開運橋下流右岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市盛岡駅前通5	
不来方橋下流左岸	小型電光表示板	岩手県盛岡市大沢川原3-8	

別表-1(2) 警報所等所在地(御所ダム管内)

名 称	種 類	所 在 地	備 考
御所ダム	放流警報装置	岩手県盛岡市繁字山根192-4	
北久保	放流警報装置	岩手県盛岡市繁字北久保	
穴口	放流警報装置	岩手県盛岡市上太田穴口	
滝太橋	小型電光表示板	岩手県滝沢市大釜塩の森	
大釜	放流警報装置	岩手県滝沢市大釜中瀬	
大釜	小型電光表示板	岩手県滝沢市大釜中瀬	
舟場橋	小型電光表示板	岩手県盛岡市上太田上川原	
上川原	放流警報装置	岩手県盛岡市上太田上川原	
雫石川橋	小型電光表示板	岩手県盛岡市上厩川字川原	
西大橋	小型電光表示板	岩手県盛岡市上厩川字川原	
北太田	放流警報装置	岩手県盛岡市中太田新田	
下太田	放流警報装置	岩手県盛岡市下太田下川原	
太田橋	小型電光表示板	岩手県盛岡市下厩川字稻荷向	
新田	放流警報装置	岩手県盛岡市本宮三丁目	
盛南大橋	小型電光表示板	岩手県盛岡市本宮三丁目	
清水	放流警報装置	岩手県盛岡市清水町14	



放流警報所配置図－2（四十四田）



凡例

-  : 小型電光表示板（1面タイプ）
-  : 小型電光表示板（2面タイプ）

四十四田ダム及び御所ダム放流警報設備等による 災害情報伝達に関する実施要領

第1条 適用範囲

本要領は、「四十四田ダム及び御所ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、北上川ダム統管理事務所（以下「甲」という。）の管理するダム放流警報設備等（以下「警報設備等」という。）による災害情報等の伝達を盛岡市（以下「乙」という。）が実施する場合に適用する。

第2条 目的

本要領は、北上川及び零石川周辺における自然災害等、市民及び滞在者（以下「市民等」という。）の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、乙が市民等に対して行う災害情報及び緊急避難等情報の伝達の支援を行うため、あらかじめ甲の管理する警報設備等の使用に関する実施要領を定め、迅速かつ円滑な情報伝達に資することを目的とする。

第3条 警報設備等の配置及び機能

災害情報等の伝達支援に利用可能な警報設備等の機能及び配置は、別紙－1のとおりとする。

第4条 警報設備等による情報伝達支援要請

乙が市民等に対し災害情報等を発信する事象が発生し、警報設備等による情報伝達支援を甲に要請する場合は、別紙－2に定める情報伝達フローに基づき要請を行うものとする。

ただし、緊急的事象が発生した場合には、電話連絡で行うことができるものとする。

第5条 警報設備等による情報伝達訓練

本要領に基づき、警報設備等による情報伝達が迅速かつ円滑に実施できるように、毎年1回以上の訓練を実施することとする。

なお、訓練内容及び実施方法等については、甲及び乙が協議し決定することとする。

第6条 有効期限

本要領は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改正または、廃止等の意思表示がない場合は継続されるものとする。

第7条 その他

本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

なお、甲及び乙の協議により、本要領の見直しが必要な場合は、速やかに改正を行うものとする。

平成 26 年 8 月 6 日

甲 北上川ダム統管理事務所
管 理 第 一 課 長 田 中



乙 盛岡市 総務部
危機管理防災課長

藤 澤 厚 志



別紙-1 警報設備等の機能及び配置

放送警報設備 一覧

管理ダム名	警報所名	音声	電光表示板	小型電光表示板
四十四田ダム	四十四田第二	○	—	—
	三馬橋	○	—	—
	蛇の島	○	—	—
	館坂橋	○	○2面	—
	御麻橋	○	○2面	—
	東仙北	○	○2面	—
	南大橋	○	—	—
	館坂橋下流右岸	—	—	○1面
	館坂橋下流左岸1	—	—	○1面
	館坂橋下流左岸2	—	—	○1面
	夕顔渡橋上流左岸	—	—	○1面
	夕顔渡橋下流右岸	—	—	○2面
	旭橋上流左岸	—	—	○1面
	旭橋下流右岸	—	—	○2面
	旭橋下流左岸	—	—	○1面
	開運橋上流左岸	—	—	○2面
	開運橋上流右岸	—	—	○1面
	開運橋下流左岸	—	—	○1面
	開運橋下流右岸	—	—	○2面
	不老方橋下流左岸	—	—	○1面
御所ダム	御所ダム	○	—	—
	北久保	○	—	—
	穴口	○	—	—
	遠太橋	—	—	○2面
	大釜	○	—	—
	大釜	—	—	○1面
	舟場橋	—	—	○2面
	上川原	○	—	—
	笠石川橋	—	—	○1面
	西太橋	—	—	○1面
	北太田	○	—	—
	下太田	○	×	—
	太田橋	—	—	○2面
	新田	○	—	—
	盛南大橋	—	—	○2面
	清水	○	—	—

上記凡例: ○:使用可 ×:使用不可 —:該当無し

【放送警報装置】

- 放送内容: ・基本はチャイムと音声放送。
放送時間: ・音声はマイク、または録音媒体等によるもので最長3分。
制御方法: ・管理所において個別放送を制御可能。
停電時: ・現地設備側で停電時、予備電源により時間制限で使用可。

【電光表示板】

- 表示文字: ・1面に表示できる文字は、1行あたり4文字(文字寸法480mm)、6文字(文字寸法320mm)、12文字(文字寸法160mm)で、いずれも1～3行まで表示可能。
・スクロール表示は最長192文字。
表示内容: ・フリーパターン、または定型文。
表示方法: ・基本表示は、上2行を4文字(寸法480mm)固定、下1行を4文字(寸法480mm)スクロール。
文字色: ・館坂橋、御麻橋は、上2行を赤、下1行を白。
・東仙北は、上1行を赤、下1行を緑。
制御方法: ・管理所において個別表示を制御可能。
停電時: ・現地設備側で停電時、使用不可

【小型電光表示板】・・・四十四田ダム

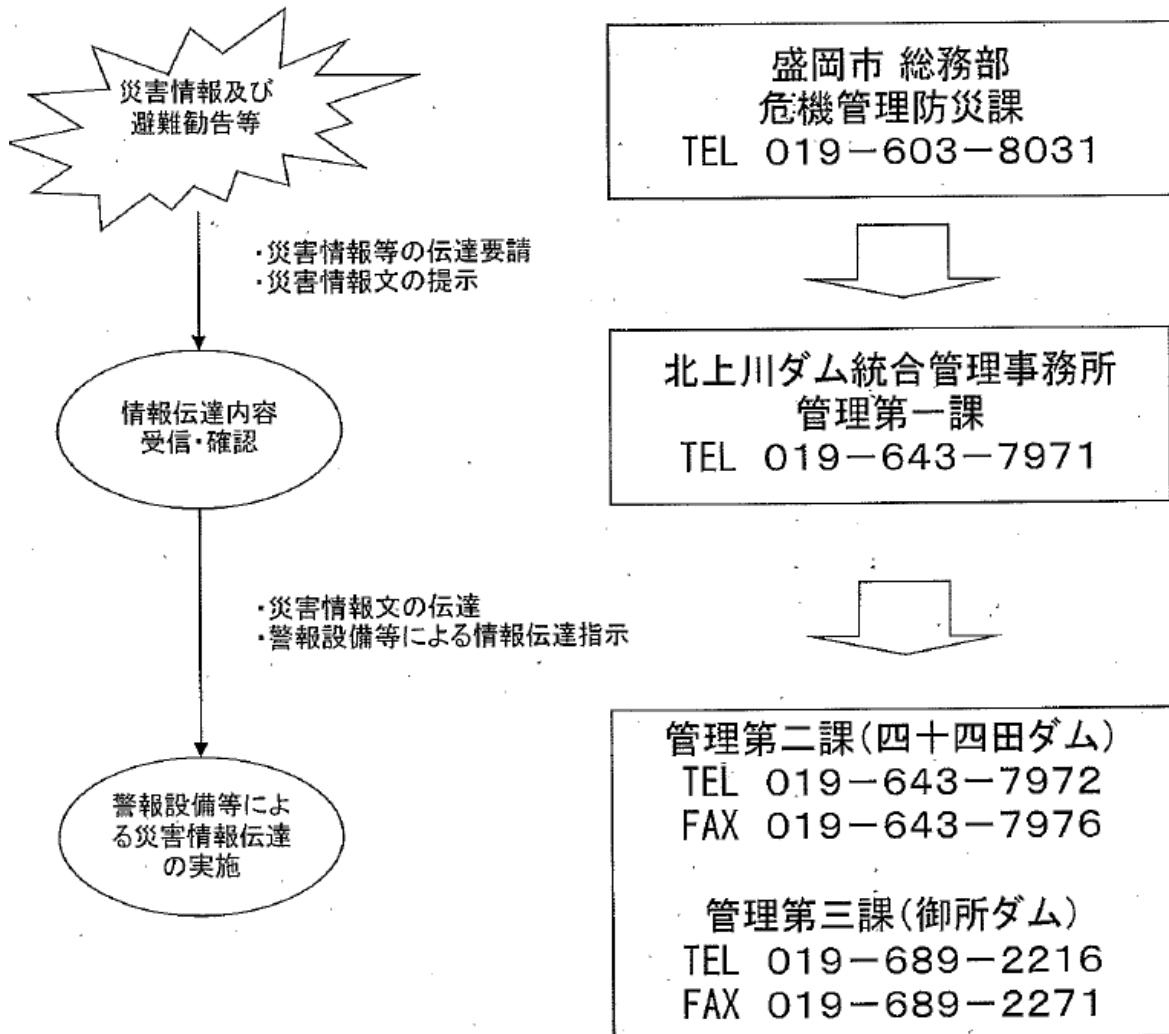
- 表示文字: ・1面に表示できる文字は、縦5文字の1列。(文字寸法160mm)、スクロール表示は最長80文字。
表示内容: ・定型文、またはフリーパターン。
表示方法: ・定型文は、5文字(寸法160mm)以内で固定、交互、点滅の表示モードより選択表示する。
・フリーパターンは192文字以内でスクロール表示する。
文字色: ・赤、青緑、白の3色より選択。
制御方法: ・管理所において個別表示を制御可能。
停電時: ・現地設備側で停電時、予備電源により時間制限で使用可。

【小型電光表示板】・・・御所ダム

- 表示文字: ・1面に表示できる文字は、縦5文字の1列。(文字寸法200mm)、スクロール表示は最長80文字。
表示内容: ・定型文、またはフリーパターン。
表示方法: ・定型文は、5文字(寸法200mm)以内で固定、交互、点滅の表示モードより選択表示する。
・フリーパターンは80文字以内でスクロール表示する。
文字色: ・赤、黄緑、橙の3色より選択。
制御方法: ・管理所において個別表示を制御可能。
停電時: ・現地設備側で停電時、予備電源により時間制限で使用可。

別紙-2

〇情報伝達フロー



様 式

平成 年 月 日

北上川ダム統合管理事務所長 あて
(FAX 019-643-5547)

盛岡市長

ダム放流警報設備等による災害情報伝達要請

盛岡市 _____ 地区に対し、
_____ 時 _____ 分に 避難（指示・勧告）・災害情報（_____）を発令・解除

した為、ダム放流警報設備等による情報伝達を要請する。

〔スピーカによる放送内容〕

放送開始日時：平成 年 月 日 時 分

放送回数： _____ 回

＜定型放送文＞

盛岡市からお知らせします。

大雨・地震・（_____）の影響により、

_____ 地区に、

_____ が発令されました。

住民の皆さんは _____ してください。

周辺の避難場所は _____ です。

＜自由放送文＞

盛岡市からお知らせします。

〔警報表示板による情報表示内容〕

＜固定表示部＞

避難（指示・勧告）、災害情報（_____）、発令中

＜スクロール表示部＞

盛岡市からお知らせします。

〔参考情報〕

※参考となる情報（被害状況・災害対応状況など）を記入してください。

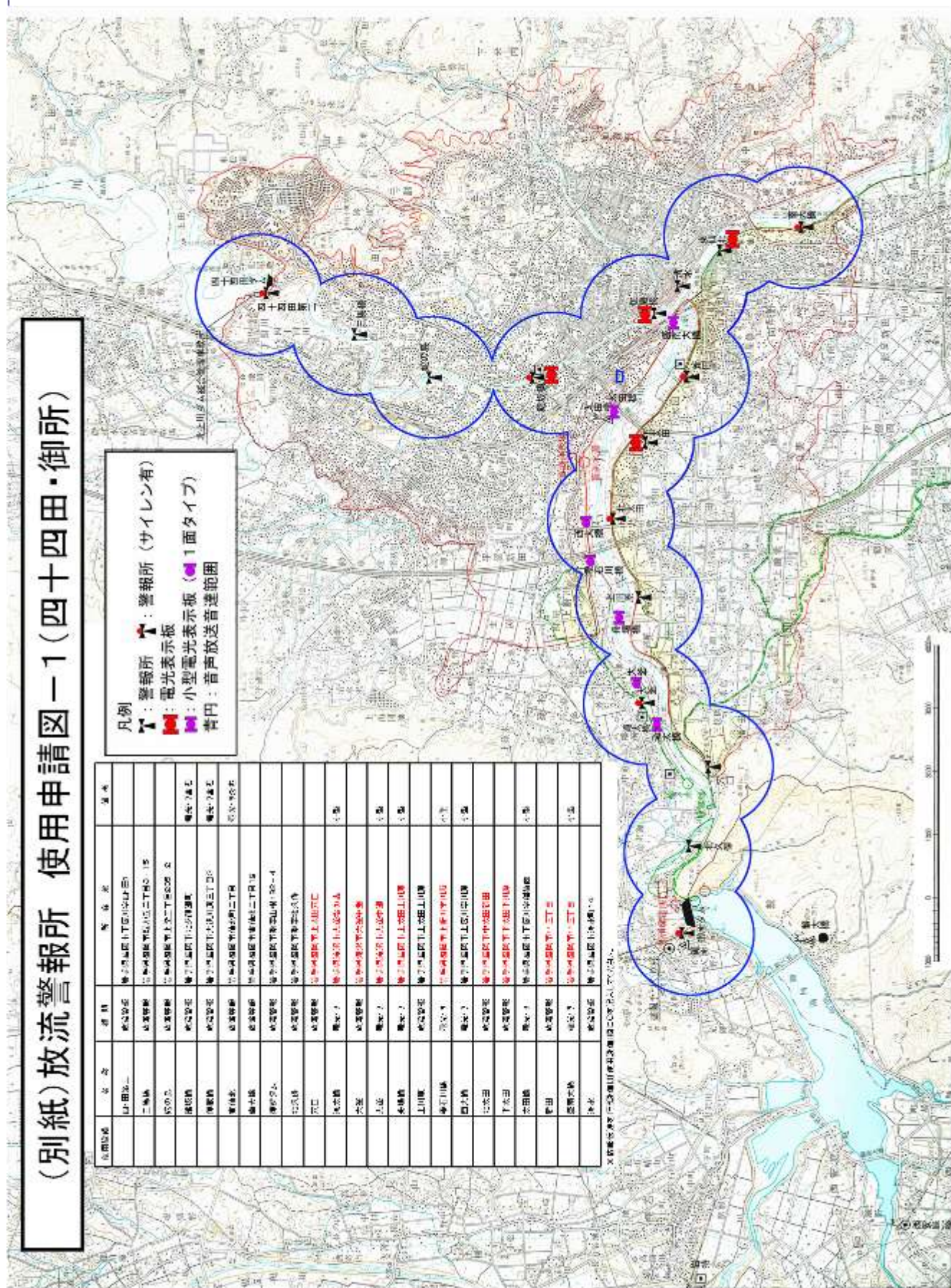
〔使用する警報設備等〕

使用する施設は、別紙「放流警報所 使用申請図」のとおりとする。

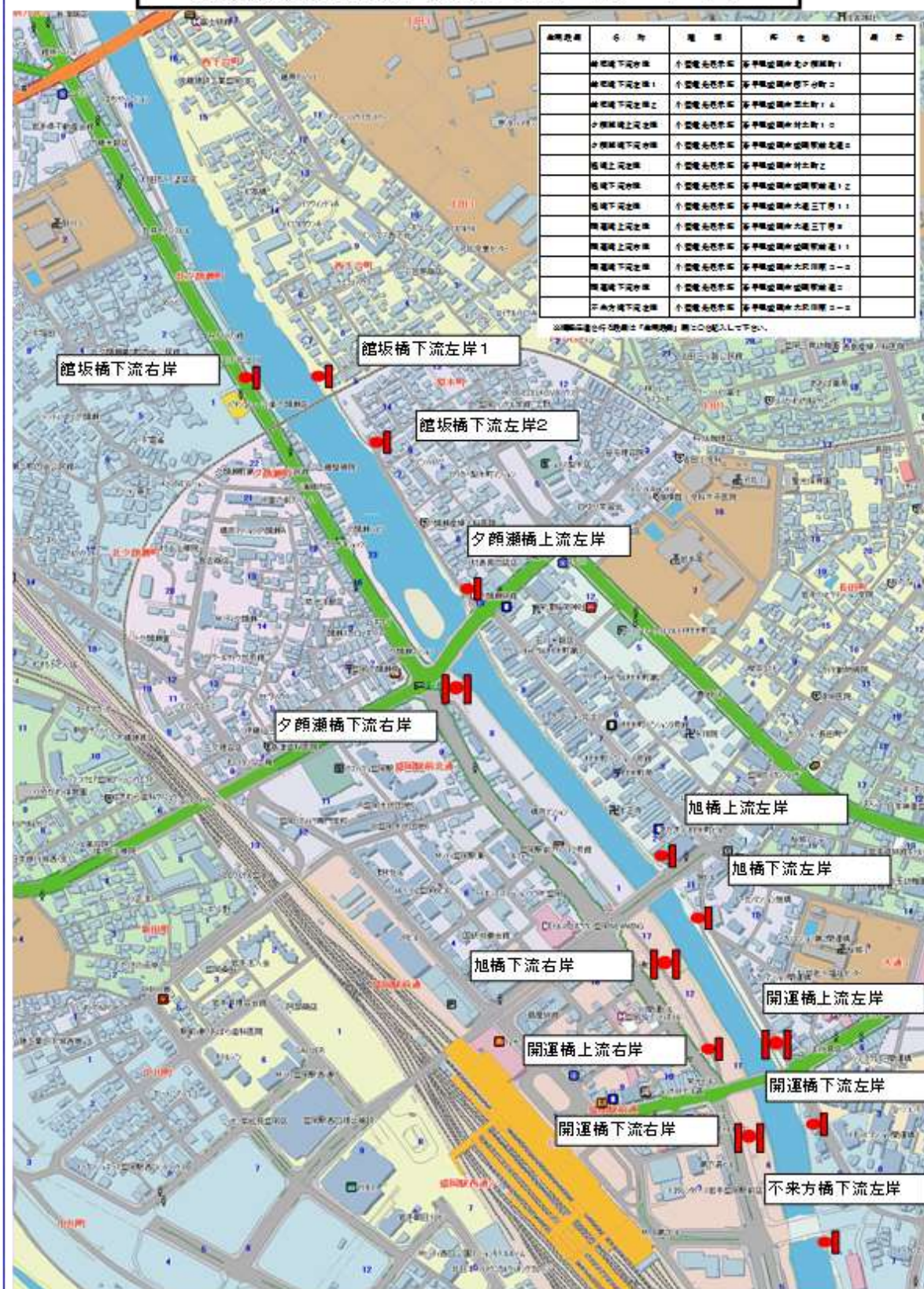
(別紙)放流警報所 使用申請図-1(四十四田・御所)

[illegible]

 警報所 (サイレン有)
 警報所
 電光表示板
 小型電光表示板 (1面タイプ)
 音聲放送音達範囲



(別紙) 放流警報所 使用申請図 - 2 (四十四田)



凡例

-  : 小型電光表示板 (1面タイプ)
 : 小型電光表示板 (2面タイプ)

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-2 綱取ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

綱取ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

盛岡地方振興局長（以下「甲」という。）と、盛岡市長（以下「乙」という。）は、乙が中津川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備により、災害情報及び緊急避難情報の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、中津川において洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報及び緊急避難情報の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、中津川における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難情報伝達の必要がある場合の避難支援情報の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時に乙が行う住民への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる警報設備及び伝達方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送とする。

2 乙が甲へ情報伝達支援を要請する場合は、別表-1に定める情報伝達フローにより行うものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図のとおりとし、所在は別表-2に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできない。

2 乙は、原則として中津川が洪水時の場合以外には、警報設備を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(情報伝達訓練)

第8条 警報設備による情報伝達が迅速かつ円滑に実施するため、毎年1回以上の訓練を実施することとする。

なお、訓練内容及び実施方法等については、甲及び乙が協議し決定することとする。

(疑義の解決)

第9条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第10条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改正または廃止等の意志表示が無い場合は、継続されるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年12月19日

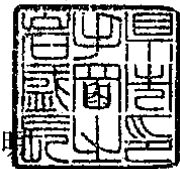
甲 盛岡市内丸11-1
盛岡地方振興局長

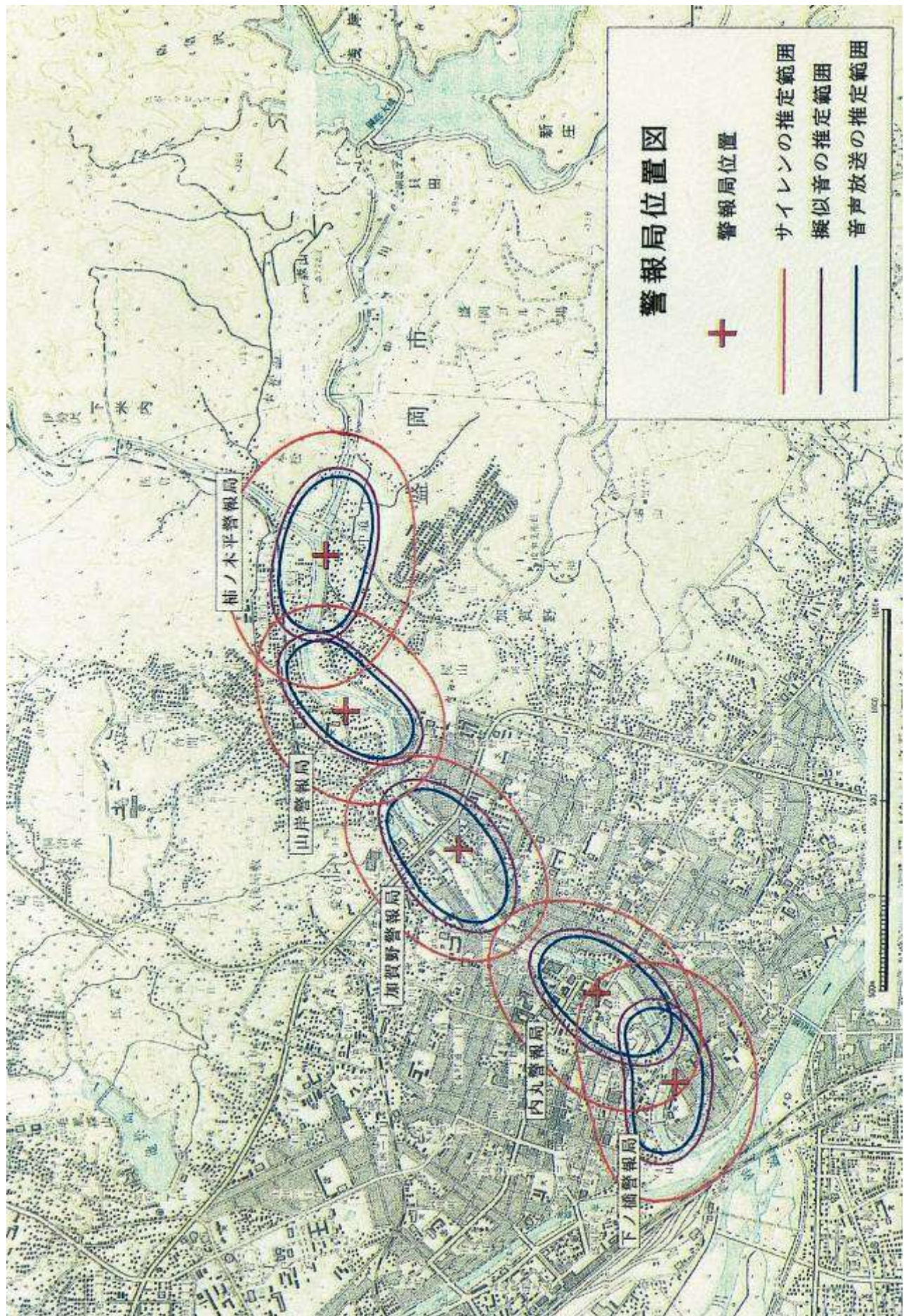
千葉英寛



乙 盛岡市内丸12-2
盛岡市長

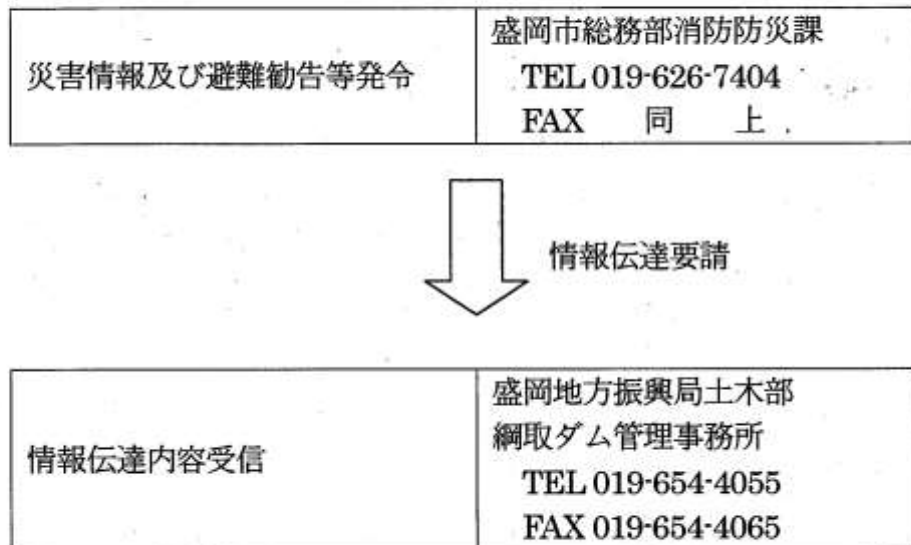
谷藤裕





別表－1

○ 情報伝達フロー



別表－2

警報設備名称	所在地	備考
柿ノ木平警報局	盛岡市浅岸柿ノ木平6－2	
山岸警報局	盛岡市山岸2－7	
加賀野警報局	盛岡市加賀野一丁目4－28	
内丸警報局	盛岡市内丸11－1	
下ノ橋警報局	盛岡市馬場町1－7	

3-3 通信情報計画

3-3-1 災害時優先電話一覧表

災害時優先電話一覧表

1 盛岡市

	所在地	登録電話番号	備考
本 庁 舎	内丸12-2 コメゼロ * 0 発信でこれらの回線が選択される。	019 - 651 - 4155	発信専用
		019 - 651 - 4156	発信専用
		019 - 651 - 4157	発信専用
		019 - 651 - 4158	発信専用
		019 - 651 - 4159	発信専用
		019 - 622 - 4927	秘書課
		019 - 622 - 5795	記者クラブ
		019 - 623 - 2697	議会事務局
		019 - 651 - 7779	教育研究所の回線を本部用に切り替えて使用する。
		019 - 651 - 7830	
上下水道部	愛宕町6-8	019 - 623 - 1410	F A X
		019 - 623 - 1416	
太 田 支 所	中太田深持9	019 - 659 - 0211	
飯岡出張所	下飯岡8地割100	019 - 638 - 0118	
乙部出張所	乙部6地割79-1	019 - 696 - 2001	
玉山総合事務所	渋民字泉田360	019 - 683 - 2116	
盛岡市消防団	本 部	019 - 622 - 8194	
	第7分団	019 - 622 - 3239	

2 防災関係機関

番号	防災関係機関名	所在地	登録電話番号	備考
1	岩手県	内丸10-1	019-651-3111(代)	
2	盛岡地方気象台	山王町7-60	019-622-7870	
3	東北農政局岩手県拠点	盛岡駅前北通1-10 (橋市ビル盛岡5階)	019-624-1127	
4	岩手河川国道事務所	上田四丁目2-2	019-624-3136	
5	盛岡財務事務所	内丸7-25	019-624-3864	
6	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	滝沢市後268-433	019-688-4313	
7	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社	盛岡駅前通1-41	019-651-7931	
8	東日本電信電話株式会社 岩手支店	中央通一丁目2-2	019-625-4960	
9	日本放送協会盛岡放送局	上田四丁目1-3	019-622-1001	
10	東北電力ネットワーク株式会社 盛岡電力センター	紺屋町1-25	019-622-5801	
11	株式会社岩手日報社	内丸3-7	019-653-5302	
12	株式会社IBC岩手放送	志家町6-1	019-624-5889	
13	株式会社テレビ岩手	内丸2-10	019-623-3530	
14	株式会社岩手めんこいテレビ	本宮五丁目2-25	019-625-5511	
15	株式会社岩手朝日テレビ	盛岡駅西通二丁目6-5	019-659-2491	
16	株式会社エフエム岩手	内丸2-10	019-624-8818	
17	岩手県交通株式会社 盛岡統括事務所	盛岡駅前通3-55	019-653-6415	
18	盛岡ガス株式会社	上田二丁目19-56	019-653-1246	
19	岩手県高圧ガス保安協会	本町通一丁目17-13	019-623-6471	

3-3 通信情報計画

3-3-2 専用通信施設の設置機関一覧表

専用通信施設の設置機関一覧表

設 備 名	設 置 者
市 防 災 行 政 無 線 設 備	盛岡市
消 防 無 線 設 備	盛岡市、盛岡地区広域消防組合消防本部
岩 手 県 防 災 行 政 無 線 設 備	岩手県
警 察 電 話（有 線 ・ 無 線）設 備	岩手県警察本部
林 野 庁 無 線 設 備	盛岡森林管理署
気 象 通 信 設 備	盛岡地方気象台
国 土 交 通 省 無 線 設 備	岩手河川国道事務所
日 本 電 信 電 話 無 線 設 備	東日本電信電話株式会社岩手支店
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社
東 北 電 力（有 線 ・ 無 線）設 備	東北電力株式会社盛岡営業所

3-3 通信情報計画

3-3-3 非常通信運用細則

非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下、「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

(無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等)

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会長が、特に必要がないと定めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

(非常通信系の構成)

第3条 非常通信系は、原則として次の順序より構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

(地方区及び地区非常通信系の構成)

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

- 2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。
- 3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

(移動する無線局の活用)

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出勤して非常通報の疎通に協力するものとする。

(非常通報の内容)

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

- 五 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 遭難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に係る者から非常通信の依頼のあったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達しうると認められる場合はこの限りではない。

（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

（非常通信の協力）

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

（非常通信の運用）

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によ

るほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4, 630KHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4, 630KHzの設備がないときは、通常通信波又は第18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通報の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式(通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。)とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類(ヒゼウ、欧文の場合はE×Z)
- (2) 字数(文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。)
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事(又は局内心得)
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

(1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれその区分を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力を挙げるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には、「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれその地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事（又は局内心得）及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙の様式及び記入要領により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は平成22年2月24日から実施する。

構 成 員 名	構 成 員 名
岩手県	岩手県市長会
東北電力株式会社岩手支店	岩手県町村会
株式会社アイビーシー岩手放送	株式会社エフエム岩手
岩手県警察本部	三陸鉄道株式会社
東北地方整備局岩手河川国道事務所	岩手県北自動車株式会社
日本放送協会盛岡放送局	岩手開発鉄道株式会社
中小企業金融公庫盛岡支店	岩手県タクシー協会
日本アマチュア無線連盟岩手県支部	盛岡ガス株式会社
株式会社テレビ岩手	株式会社岩手めんこいテレビ
	株式会社岩手朝日テレビ

3-3 通信情報計画

3-3-4 アマチュア無線団体一覧表

アマチュア無線団体一覧表

団 体 名	代 表 局	住 所	電 話 番 号
J R 東日本盛岡支社 アマチュア無線部	J E 7 Y G S	盛岡駅前通1-41	019-622-1324
メデカルネット盛岡	J E 7 Y I I	愛宕町18-6	019-625-5311
一般社団法人日本アマ チュア無線連盟岩手県 支部	J A 7 U E S	上田四丁目14-8	019-651-4630

3-3 通信情報計画

3-3-5 災害に関する放送要請協定一覧表

災害に関する放送要請協定一覧表

放 送 機 関 名	担当部局	所 在 地	電話番号	F A X
日本放送協会盛岡放送局	放 送 部	上田四丁目1-3	626-8826	624-2262
株式会社IBC岩手放送	報 道 部	志家町6-1	623-3141	623-1164
株式会社テレビ岩手	報 道 部	内丸2-10	昼624-9012 夜624-1166	654-5056
株式会社岩手めんこいテレビ	報道制作部	本宮五丁目2-25	昼656-3303 夜656-3300	656-3030
株式会社岩手朝日テレビ	報道制作局	盛岡駅西通二丁目6-5	昼629-2901 夜624-8818	624-8821
株式会社エフエム岩手	放 送 部	内丸2-10	625-5514	625-5519
株式会社ラヂオもりおか	放 送 部	中ノ橋通一丁目1-21	昼621-7111 夜621-7110	621-7112
岩手ケーブルテレビジョン株式会社	業 務 部	愛宕町11-22	654-7711	654-7733

3-3 通信情報計画

3-3-6 NHK・災害時における放送要請手続に関する協定書

NHK・災害時における放送要請手続に関する協定書

盛岡市と日本放送協会（以下「NHK」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報もしくは警報の伝達または予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置についての通知もしくは警告についての放送をNHK盛岡放送局に対して要請する場合の手続き等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市長が放送要請を行なう場合は、次に掲げる事項を文書または口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条に規定する連絡責任者を通じて行なうものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知または警告の内容
- (3) 希望する放送の日時および区域
- (4) その他必要な事項

第2条 NHK盛岡放送局は、第1条の要請を受けたときは、すみやかにその放送の形式、時刻、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請およびこれに基づく放送を円滑、かつ、確実に行なうために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市消防長
- (2) NHK盛岡放送局放送部長

昭和39年12月15日

盛 岡 市
盛 岡 市 長

日本放送協会
盛岡放送局長

3-3 通信情報計画

3-3-7 IBC・災害時における放送要請手続きに関する協定書

IBC・災害時における放送要請手続きに関する協定書

盛岡市と岩手放送株式会社（以下「IBC」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報もしくは警報伝達または予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置についての通知もしくは警告についての放送をIBC放送局に対して要請する場合の手続き等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市長が放送要請を行なう場合は、次に掲げる事項を文書または口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条に規定する連絡責任者を通じて行なうものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知または警告の内容
- (3) 希望する放送の日時および区域
- (4) その他必要な事項

第2条 IBC放送局は、第1条の要請を受けたときは、すみやかにその放送の形式、時刻、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請およびこれに基づく放送を円滑、かつ、確実に行なうために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市消防長
- (2) IBC報道部長

昭和40年4月1日

盛岡市
盛岡市長

岩手放送株式会社
社長

3-3 通信情報計画

3-3-8 災害時における放送要請手続に関する協定書（TVI）

災害時における放送要請手続に関する協定書

盛岡市と株式会社テレビ岩手（以下「TVI」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報若しくは警報の伝達又は予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についての通知若しくは警告についての放送をTVIに対して要請する場合の手続き等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市長が放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知又は警告の内容
- (3) 希望する放送の日時および区域
- (4) その他必要な事項

第2条 TVIは、第1条の要請を受けたときは、すみやかにその放送の形式、時刻、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請及びこれに基づく放送を円滑、かつ、確実にを行うために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市消防防災部長
- (2) 株式会社テレビ岩手報道制作局長

昭和51年9月30日

盛岡市

盛岡市長 工 藤 巖 印

株式会社テレビ岩手

社 長 吉 田 儀 典 印

3-3 通信情報計画

3-3-9 災害時における放送要請手続きに関する協定書（M I T）

災害時における放送要請手続きに関する協定書

盛岡市と株式会社岩手めんこいテレビ（以下「M I T」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報若しくは警報の伝達又は予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についての通知若しくは警告についての放送をM I Tに対して要請する場合の手続き等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市長が放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知又は警告の内容
- (3) 希望する放送の日時および区域
- (4) その他必要な事項

第2条 M I Tは、第1条の要請を受けたときは、すみやかにその放送の形式、時刻、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請及びこれに基づく放送を円滑、かつ、確実にを行うために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市消防防災部長
- (2) 株式会社岩手めんこいテレビ業務局長

平成3年6月1日

盛岡市

盛岡市長 太 田 大 三 印

株式会社岩手めんこいテレビ

社 長 赤 坂 俊 夫 印

3-3 通信情報計画

3-3-10 災害時における放送要請手続きに関する協定書（IAT）

災害時における放送要請手続きに関する協定書

盛岡市と株式会社岩手朝日テレビ（以下「IAT」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報若しくは警報の伝達又は予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についての通知若しくは警告についての放送をIATに対して要請する場合の手続き等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市長が放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知又は警告の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

第2条 IATは、前条の要請を受けたときは、速やかにその放送の形式、日時、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請及びこれに基づく放送を円滑、かつ、確実にを行うために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市消防防災部長
- (2) 株式会社岩手朝日テレビ 報道制作局長

平成8年10月1日

盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島 博 印

株式会社岩手朝日テレビ

社 長 望 月 茂 印

3-3 通信情報計画

3-3-11 災害時における放送要請手続に関する協定書(FMI)

災害時における放送要請手続に関する協定書

盛岡市と株式会社エフエム岩手（以下「エフエム岩手」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 226号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報若しくは警報の伝達又は予想される災害の実態及びこれに対してとるべき措置についての通知又は警告についての放送をエフエム岩手に対して要請する場合の手続等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市が放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条の連絡責任者を通じて行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知又は警告の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

第2条 エフエム岩手は、前条の要請を受けたときは、速やかにその放送の形式、日時、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定により放送要請及びこれに基づく放送を円滑、かつ、確実に行うために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市総務部長
- (2) 株式会社エフエム岩手放送部長

平成11年1月11日

盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島 博

株式会社エフエム岩手

代表取締役社長 東 島 末 起

3-3 通信情報計画

3-3-12 災害時における放送要請手続に関する協定書(MFM)

災害時における放送要請手続に関する協定書

盛岡市と盛岡エフエム放送株式会社（以下「ラヂオもりおか」という。）とは、災害策対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報若しくは警報の伝達又は予想される災害の実態及びこれに対してとるべき措置についての通知又は警告についての放送をラヂオもりおかに対して要請する場合の手続等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市が放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条の連絡責任者を通じて行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知又は警告の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

第2条 ラヂオもりおかは、前条の要請を受けたときは、速やかにその放送の形式、日時、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請及びこれに基づく放送を円滑、かつ、確実に行うために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市総務部長
- (2) 盛岡エフエム放送株式会社放送部長

平成11年 1 月11日

盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島 博

盛岡エフエム放送株式会社

代表取締役社長 大 橋 義 光

3-3 通信情報計画

3-3-13 災害時における放送要請手続に関する協定書(I C T)

災害時における放送要請手続に関する協定書

盛岡市と岩手ケーブルテレビジョン株式会社（以下「I C T」という。）とは、災害策対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条の規定により、盛岡市長が災害に関する予報若しくは警報の伝達又は予想される災害の実態及びこれに対してとるべき措置についての通知又は警告についての放送をI C Tに対して要請する場合の手続等について、次のとおり協定する。

第1条 盛岡市が放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条の連絡責任者を通じて行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知又は警告の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

第2条 I C Tは、前条の要請を受けたときは、速やかにその放送の形式、日時、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請及びこれに基づく放送を円滑、かつ、確実にを行うために、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市企画部長
- (2) 岩手ケーブルテレビジョン株式会社業務本部長

平成16年3月15日

盛岡市

代表者 盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手ケーブルテレビジョン株式会社

代表取締役 和 山 修 一

3-3 通信情報計画

3-3-14 盛岡市通信施設応急復旧業者一覧表

盛岡市通信施設応急復旧業者一覧表

1 有線電話回線

業 者 名	住 所	電話番号
東日本電信電話株式会社岩手支店	中央通一丁目2-2	019-625-4411

2 無線電話装置

業 者 名	住 所	電話番号
扶桑電通株式会社盛岡営業所	中央通三丁目2-17	019-654-2181

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 災害の被害認定基準・災害報告取扱要領

災害の被害認定基準について（抜粋）

平成13年6月28日付け府政防第 518号内閣府政策統括官（防災担当）通知
 最終改定 令和3年6月24日付け府政防第 670号内閣府政策統括官（防災担当）通知

別紙

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
-----	---

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

災害報告取扱要領（抜粋）

昭和45年4月10日消防防第 246号消防庁長官

最終改正 平成31年4月25日消防防第 28号消防庁長官

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-2 災害情報事務処理要領実施細目

災害情報事務処理要領実施細目

- 1 この要領は、市計画第3章第4節情報の収集・伝達計画（以下「災害情報等の計画」という。）の実施細目について定める。
- 2 災害情報等の計画第3、1 災害情報の収集及び県又は国に対する報告は、市本部長が収集し、県本部長等に報告する。災害情報の報告種別、区分及び市本部担当部課並びに県に対する報告先は、別表のとおりとする。
- 3 災害情報の事務処理に当たっては、次の各事項について留意する。
 - (1) 市本部、各担当部課は被害情報（中間報告及び決定報告）の報告に当たっては、その被害額について県盛岡地方支部各班と十分に調整を行うこと。
 - (2) 次の被害報告をする場合は、被害の内訳を添付すること。

人的及び住家被害報告（県様式2）	別添様式1	人的被害内訳
	別添様式2	住家被害内訳
農作物等被害報告（県様式13）	別添様式3	農作物被害内訳
農地農業用施設被害報告（県様式15）	別添様式4	田畑被害内訳
林業関係被害報告（県様式16）	別添様式5	土木施設被害内訳

なお、住民の避難状況及び消防機関の活動状況についても漏れなく報告すること。

- (3) 人的及び住家被害報告（県様式2）については、次によること。
 - ア 人的被害及び住家の被害は、庁舎等被害報告（県様式3）から文化財被害報告（県様式22）までの20様式に関係なく市区域内における全部の被害について報告すること。
 - イ 非住家の被害は、倉庫、土蔵、車庫、納屋等について記載するものとし、県様式3、4、5、6、7、8、9、12、13、19、21、22に記載することとなるものとは重複しないこと。
- (4) 県有財産被害報告（県様式3ほか）については、報告の必要はないこと。
- (5) 社会福祉施設、社会教育・体育施設被害報告（県様式4）について該当する項目を○で囲むこと。

なお、この報告は県様式2の非住家被害と重複しないこと。
- (6) 医療衛生施設被害報告（県様式5）中、国及び県の被害内容が記載できるように定めている欄は記載の必要はないこと。
- (7) 消防施設被害報告（県様式6）のうち庁舎等に係る県様式2の非住家の被害と重複しないこと。
- (8) 観光施設被害報告（県様式7）のうち公共施設に係る被害で道路、橋梁の被害は県様式17の土木施設被害と、上下水道被害は県様式5の医療衛生施設被害と、また、休憩舎等の非住家被害は県様式2の非住家被害と重複しないこと。

なお、宿泊施設については、県様式3の住家被害として記載したものであってもこの表に再掲するものとし、再掲した場合はその数字を（ ）で囲むこと。

- (9) 商工関係被害報告（県様式8）のうち商業関係の店舗併用住宅の被害については、県様式2の住家被害として記載するものとし、この様式の建物被害には専用店舗の被害のみ記載すること。

なお、工業関係の建物被害を記載する場合も商業関係と同様工場併用住宅については、県様式2の住家被害として記載し、この様式の建物被害には前記以外の工場被害を記載すること。

- (10) 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告（県様式9）の非住家被害については、県様式2の非住家被害と重複しないこと。
- (11) 建設省所管、土木施設被害報告（県様式17）運輸省所管、土木施設被害報告（県様式18）については、国及び県の管理に係る被害については、報告の必要はないこと。
- (12) 都市施設被害報告（県様式19）については、県様式7の観光施設被害報告と重複しないこと。
- (13) 児童生徒及び教員等被害報告（県様式20）については、国及び県の管理に係る被害については、報告の必要はないこと。
- (14) 学校被害報告（県様式21）については、国及び県の管理に係る被害については、報告の必要はないこと。
- (15) 文化財被害報告（県様式22）については、県様式2の住家被害に記載したものであっても再掲するものとし、再掲した場合は、その数字を（ ）で囲むこと。

なお、非住家の被害については、県様式2の非住家被害と重複しないこと。

別表 報告担当機関等一覧表

様式 番号	報告種別	報告区分		市本部等の担当課		報告受領機関		
				被害調査担当	報告担当課	地方支部等	本部各課	取りまとめ る課
1	被害発生等報告			危機管理 防災課	危機管理 防災課	地方支部 (総務班)		防災課
1-1	避難指示等の実施状況報告			危機管理 防災課	危機管理 防災課	地方支部 (総務班)		防災課
2 2-1 2-2	人的及び住家被害報告			危機管理防災課・健康保険課・医療助成年金課・地域福祉課・子ども青少年課・建築指導課・障がい福祉課・長寿社会課・介護保険課	危機管理 防災課	地方支部 (福祉環境班)	復興くらし再建課	防災課
3	庁舎等被害報告	県有財産		地方支部各班又は県立各施設等			財産を分掌する課	管財課 各部課 主管課
		市有財産		管財課 建築住宅課	危機管理 防災課	地方支部 (総務班)		防災課
4	社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告	社会福祉施設	県立	県立各施設			地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	保健福祉 企画室
			上記以外	地域福祉課・生活福祉課・子ども青少年課・障がい福祉課・長寿社会課・介護保険課	危機管理 防災課	地方支部 (福祉環境班)	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	保健福祉 企画室
		社会教育施設	県立	県立各施設			生涯学習課 文化財課	教育 企画室
			上記以外	生涯学習課	危機管理 防災課	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習課 文化財課	教育 企画室
		文化施設	県立	県立各施設			文化振興課	文化 スポーツ 企画室
			上記以外	歴史文化課	危機管理 防災課	地方支部 (教育事務所班)	文化振興課	文化 スポーツ 企画室
		体育施設	県立	県立各施設			スポーツ振興課	文化 スポーツ 企画室
			上記以外	スポーツ推進課	危機管理 防災課	地方支部 (教育事務所班)	スポーツ振興課	文化 スポーツ 企画室

様式 番号	報告種別	報告区分			市本部等の担当課		報告受領機関		
					被害調査担当	報告担当課	地方支部等	本部各課	取りまとめる課
B C 5 5-1	医療施設・上水道施設・衛生施設被害報告	医療施設	病院等	国立	地方支部（保健医療班）		地方支部（保健医療班）	医療政策室	保健福祉企画室
				県立	地方支部（県立病院班）				（医療）管理課
			上記以外	企画総務課（医療部）総務課	危機管理防災課	地方支部（保健医療班）	医療政策室	保健福祉企画室	
				感染症指定医療機関	（医療部）総務課	危機管理防災課	地方支部（保健医療班）	医療政策室	保健福祉企画室
				母子健康センター	（医療部）総務課	危機管理防災課	地方支部（保健医療班）	子ども子育て支援課	保健福祉企画室
		上水道施設			（上下水道部）総務課	危機管理防災課	地方支部（福祉環境班）	県民くらしの安全課	環境生活企画室
		衛生施設			廃棄物対策課・資源循環推進課・クリーンセンター	危機管理防災課	地方支部（福祉環境班）	県民くらしの安全課 資源循環推進課	環境生活企画室
6	消防施設被害報告				危機管理防災課	危機管理防災課	地方支部（総務班）		防災課
D 7	観光施設被害報告	自然公園施設			公園みどり課	危機管理防災課	地方支部（福祉環境班）	自然保護課	環境生活企画室
		観光施設			観光課	危機管理防災課	地方支部（総務班）	観光・プロモーション室	商工企画室
E 8	商工関係被害報告				経済企画課	危機管理防災課	地方支部（総務班）	経営支援課	商工企画室
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	高圧ガス，火薬類施設			経済企画課	危機管理防災課	地方支部（総務班）		消防安全課
		鉱山関係			経済企画課	危機管理防災課	地方支部（総務班）	環境保全課	環境生活企画室
F 11	漁港施設等被害報告	県管理			地方支部（土木班・水産班）		地方支部（水産班）	漁港漁村課	農林水産企画室
F 12	農業施設被害報告				農政課	危機管理防災課	地方支部（農林班）		農林水産企画室
F 13 13-1	農作物等被害報告				農政課	危機管理防災課	地方支部（農林班）		農林水産企画室
F 14	家畜等関係被害報告				農政課	危機管理防災課	地方支部（農林班）		農林水産企画室
F 15	農地農業用施設被害報告	海岸保全施設以外	県管理	地方支部（農林班）		河川課	農村建設課	農林水産企画室	
			その他	農政課	危機管理防災課	地方支部（水産班）	農村建設課	農林水産企画室	

様式 番号	報告種別	報告区分		市本部等の担当課		報告受領機関		
				被害調査担当	報告担当課	地方支部等	本部各課	取りまとめ る課
F 16	林業関係 被害報告	林業施設	林産・特 用林産施 設	林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産 企画室
			苗畑 施設	林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産 企画室
			治山 施設	林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産 企画室
		林産物	苗木	林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産 企画室
			苗木 以外	林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産 企画室
		林地荒廃		林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産 企画室
		作業道 (県有林以外)		林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産 企画室
		林道施設		林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産 企画室
		森林	県有林	地方支部 (農林班)			森林保全課	農林水産 企画室
			市町村有 林・私有 林	林政課	危機管理 防災課	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産 企画室
		森林農地整備 センターの 施設・森林等		森林農地整備センター			森林整備課	農林水産 企画室
		国有林の 施設・森林等		東北森林管理局 盛岡森林管理署			林業振興課	農林水産 企画室
G-1 G-2	土木施設 等被害報 告	道路	県管理	地方支部 (土木班)			道路環境課	県土整備 企画室
			市管理	道路管理課	危機管理 防災課	地方支部 (土木班)	道路環境課	県土整備 企画室
		河川	県管理	地方支部 (土木班)			河川課	県土整備 企画室
			市管理	河川課	危機管理 防災課	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備 企画室
		ダム	県管理	地方支部 (土木班)			河川課	県土整備 企画室
		砂防		地方支部 (土木班)			砂防災害課	県土整備 企画室
		地すべり		地方支部 (土木班)			砂防災害課	県土整備 企画室
		都市施設等	県管理	下水道施 設	北上川上流流域下水道事務所		下水環境課	県土整備 企画室
			上記 以外	地方支部 (土木班)			都市計画課	県土整備 企画室
			上記以外		危機管理 防災課	地方支部 (土木班)	都市計画課 下水環境課	県土整備 企画室

様式 番号	報告種別	報告区分		市本部等の担当課		報告受領機関		
				被害調査担当	報告担当課	地方支部等	本部各課	取りまとめる課
17	土木施設等被害報告	河川	国 管 理	岩手河川国道事務所			砂防災害課	県土整備企画室
			県 管 理	地方支部（土木班）			砂防災害課	県土整備企画室
			市 管 理	河川課	危機管理防災課	地方支部（土木班）	砂防災害課	県土整備企画室
		道路・橋梁	国 管 理	岩手河川国道事務所			砂防災害課	県土整備企画室
			国 管 理	盛岡管理事務所			砂防災害課	県土整備企画室
			県 管 理	地方支部（土木班）			砂防災害課	県土整備企画室
			市 管 理	道路管理課	危機管理防災課	地方支部（土木班）	砂防災害課	県土整備企画室
		砂防	国 管 理	岩手河川国道事務所			砂防災害課	県土整備企画室
			県 管 理	地方支部（土木班）			砂防災害課	県土整備企画室
		地 べ	す り	県管理	地方支部（土木班）		砂防災害課	県土整備企画室
		都市施設等	県管理	上下水道施設	北上川上流流域下水道事務所		砂防災害課	県土整備企画室
				上記以外	地方支部（土木班）		砂防災害課	県土整備企画室
			上記以外		都市計画課・盛岡南整備課・市街地整備課・下水道施設管理課	危機管理防災課	地方支部（土木班）	砂防災害課
G-1 G-2 18	公営住宅等被害報告	県 管 理 等		地方支部（土木班）			建築住宅課	県土整備企画室
		市 管 理		建築住宅課	危機管理防災課	地方支部（土木班）	建築住宅課	県土整備企画室
H 19	児童生徒及び教員等被害報告	国 立 学 校		国 立 学 校				防災課
		県 立 学 校 （県立大学及び県立大学短期大学部を除く。）		県 立 学 校			学校教育課	教育企画室
		市 立 学 校		学校教育課	危機管理防災課	地方支部（教育事務所班）	学校教育課	教育企画室
		私 立 学 校		私 立 学 校				学事振興課
		県 立 大 学 ・ 県立大学短期学部		県 立 大 学 ・ 県 立 大 学 短 期 学 部				学事振興課

様式 番号	報告種別	報告区分	市本部等の担当課		報告受領機関		
			被害調査担当	報告担当課	地方支部等	本部各課	取りまとめる課
H 20	学 校 被 害 報 告	国 立 学 校	国 立 学 校				防 災 課
		県 立 学 校 (県立大学及び 県立大学短期 大学部を除く。)	県 立 学 校				教 育 企 画 室
		市 立 学 校	学 校 教 育	危 機 管 理 防 災 課	地 方 支 部 (教育事務所班)		教 育 企 画 室
		私 立 学 校	私 立 学 校				学 事 振 興 課
		県 立 大 学 ・ 県立大学短期学部	県立大学・県立大学短期学部				学 事 振 興 課
H 21	文 化 財 被 害 報 告		歴 史 文 化 課	危 機 管 理 防 災 課	地 方 支 部 (教育事務所班)	生 涯 学 習 文 化 財 課	教 育 企 画 室
22	船 舶 被 害 報 告		東 北 運 輸 局 岩 手 運 輸 支 局 等				防 災 課
I	通 信 事 故 情 報 ・ 通 信 規 制 情 報 報 告		東日本電信電話(株)岩手支店、 エヌ・ティ・ティコミュニケ ーションズ(株)、(株)NTTドコモ東 北、KDDI(株)、ソフトバンク(株)			科 学 ・ 情 報 政 策 室	ふ る さ と 振 興 企 画 室
23	電 力 関 係 被 害 報 告	東 北 電 力 関 係 施 設	東 北 電 力 (株) 岩 手 支 店 東 北 電 力 ネットワーク(株) 岩 手 支 店				環 境 生 活 企 画 室
		県 営 電 力 関 係 施 設	企 業 局 各 施 設			業 務 課	経 営 総 務 室
J 25	鉄 道 関 係 被 害 報 告		東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 盛 岡 支 社 I G R い わ て 銀 河 鉄 道 (株)			交 通 政 策 室	ふ る さ と 振 興 企 画 室

【初期情報報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名
様式1	被害発生等報告
様式1-1	避難の指示・勧告等の状況報告
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式A	庁舎等被害報告（県合同庁舎、県職員公舎）
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式B	水道施設被害状況報告
様式C	火葬場等被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式D	観光施設被害報告
様式E	商工関係被害報告
様式9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式F	農林水産関係被害報告
様式G-1, G-2	土木施設等被害報告
様式H	教育施設関係被害報告（県立及び市町村関係）
様式22	船舶被害報告
様式 I	通信事故情報・通信規制情報報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式J	鉄道関係被害報告

注 は、初期情報報告専用様式

様式No.	報 告 名
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式7	観光施設被害報告
様式8	商工関係被害報告
様式9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式10	水産関係被害報告
様式11	漁港施設等被害報告
様式12	農業施設被害報告
様式13	農作物等被害報告
様式13-1	農作物被害内訳
様式14	家畜等関係被害報告
様式15	農地農業用施設被害報告
様式16	林業関係被害報告
様式17	土木施設等被害報告
様式18	公営住宅等被害報告
様式19	児童、生徒及び教員等被害報告
様式20	学校被害報告
様式21	文化財被害報告
様式22	船舶被害報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式25	鉄道関係被害報告

様式1 被害発生等報告

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒防災課】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒防災課】

被害発生等報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

1 人的被害

区 分	人 数	氏 名	年 齢
死 者			
行方不明者			
重 傷 者			
軽 傷 者			

4 その他の被害

区 分	数 量	被 害 の 状 況

2 住家被害

区 分	棟 数	世 帯 数	人 員
全 壊			
半 壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策(警戒)	災害対策本部・災害警戒本部		
本部設置・廃止 状 況	設置	月 日 時 分	
	廃止	月 日 時 分	
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を 添付すること。		
応援要請の状況			
消 防 機 関 の 活 動 状 況	消 防 職 員		人
	消 防 団 員		人
ボランティア センターの設置 及び活動状況			
津波警報等発表 時における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間	時 分	
	閉鎖箇所		箇所
	解除時間	時 分	
そ の 他 の 措 置 状 況			

3 非住家被害

区 分	棟 数	被 害 の 状 況
公共建物		
そ の 他 の 建 物		

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式1-1 避難の指示・勧告等の状況報告

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒防災課】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
実避難先及び実避難者数	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	【計】	世帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。

様式2 人的及び住家被害報告

注 1 人的及び住家被害については、当該市町村の区域内の全部の被害を記載すること。
2 発生報告・応急対応報告（様式1）により報告した人的被害及び住家被害の記載内容と異なる場合は、人的被害内訳（様式2-2生）を添付することとする。
3 人的被害については、他市町村に居住するものであっても、現に被災した市町村の被害として記載すること。
4 人的被害については、倉庫、車庫、納屋等について、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記載すること。ただし、他の報告書に記載したものは含めないこと。

様式2-1 人の被害内訳

(様式2-1)
人の被害内訳

区分	住所	氏名	年齢	性別	原因	負傷部位	
ア 死者							
イ 行方不明者							
ウ 重傷者							
エ 軽傷者							

様式2-2 住家被害内訳

(様式2-2)
住家被害内訳

区 分	地 区	棟 数	世帯数	人 員
ア 全壊（流失）				
イ 半 壊				
ウ 一 部 破 損				
エ 床 上 浸 水				
オ 床 下 浸 水				

様式3 庁舎等被害報告

[illegible]

注1 様式4～22に該当しない行政財産及び普通財産について記載すること。

2 公舎については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、（ ）をもって記載すること。

様式4 社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告

様式4

【県立】各施設⇒県関係課⇒防災課
 【上記以外】市町村本部⇒地方支部（福祉・教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課

社会福祉施設・社会教育施設・被害報告 文化施設・体育施設

市町村名 (支部等 名)	課等名 (班名)	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%		
区 分 被害額合計 施設名	全壊(焼) ・流出 被害面積 被害額	一部破損 被害面積 被害額	浸水		床下 被害面積 被害額	計 千円	被害内容		
			床上 被害面積 被害額	被害面積 被害額				被害面積 被害額	被害面積 被害額
			被害面積 被害額	被害面積 被害額				被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額			
			被害面積 被害額	被害面積 被害額			被害面積 被害額	被害面積 被害額	被害面積 被害額
被害面積 被害額									

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

告 報 害 報 設 施 生 衛 健 醫

圖解名		制
第○圖		原直
制法說明		%
計算率		
制法書氏名		
日期		

443

様式5-1 医療衛生施設被害内訳

(様式5-1)
医療衛生施設被害内訳

市町村名	施設区分	医療施設名	敷地・建物の状況	診療機能の状況	入院患者の状況	その他参考事項

注1 「施設区分」欄は、病院、一般診療所、歯科診療所の別を記載すること。
 2 「敷地・建物の状況」欄は、全・半壊、床上・床下浸水等の区分及び被害の概要を記載すること。
 3 「診療機能の状況」欄は、診療機能への影響の有無及び医療機器等の被害の概要を記載すること。
 4 「入院患者の状況」欄は、入院患者の被害の状況及び他施設への移送の必要の有無等を記載すること。

様式 6 消防施設被害報告

[illegible]

様式7 観光施設被害報告

様式7 [市町村本部⇒地方支部（総務班・保健環境班）] 観光施設被害報告
⇒県関係課⇒防災課

市町村名 (支部名)	市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	報告時点	第 報	観光施設												月 日 時 分現在	調査率	%
					発信者						民 営 施 設								
					公共施設		野営場		宿泊施設		船舶施設		その他		計				
市町村名 計	種 別	被害額合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		道路	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		橋梁	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		園地	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		駐車場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		展望所	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		上下水道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		索道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		野営場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		宿泊施設	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市町村名 計	種 別	被害額合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		道路	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		橋梁	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		園地	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		駐車場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		展望所	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		上下水道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		索道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		野営場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		宿泊施設	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市町村名 計	種 別	被害額合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		道路	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		橋梁	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		園地	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		駐車場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		展望所	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		上下水道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		索道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		野営場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		宿泊施設	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市町村名 計	種 別	被害額合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		道路	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		橋梁	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		園地	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		駐車場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		展望所	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		上下水道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		索道	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		野営場	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		宿泊施設	被害額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

注1 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。

2 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害（様式17）とは重複しないものであること。

3 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害（様式2）の住家被害とは重複しないものであること。

4 上下水道被害は、医療衛生施設被害（様式5）とは重複しないものであること。

5 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では（ ）をもって記載すること。

[illegible]

注1 商業関係の建物に係る店舗のうち、店舗併用住宅の被害については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することになるので、店舗については専用のものについて記載すること。

2 なお、この表に記載した建物の被害は、人的及び住家被害報告（様式2）の非住家被害とは重複しないものであること。

工業関係の建物に係る工事のうち、工場併用住宅の被害については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、工場については、専用のものについて記載すること。

	%			被害額	千円		
--	---	--	--	-----	----	--	--

【高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係】
市町村本部⇒地方支部(総務班・保健環境班)
⇒(監調係課)⇒防災課
【ガス関係施設】
盛岡ガス(株)・(社)岩手県高圧ガス保安協会
⇒防災課

高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告

[illegible]

注1 盛岡ガス(株)及び(社)岩手県高圧ガス保安協会によるガス関係施設の被害報告については、この様式を準用すること。

模式 12
[市新村本部]→地方支部(農林班)→農林水産企画室→防災課]

- 1 「共同利用施設」には、暫定法第2条第4項に規定する共同利用施設を記入する。
- 2 「農業用ハウス」は、農業用ハウスの建築費を記入する。
- 3 「農業用機械」は、農業用機械のリース、リース料等、リース料等の費用を記入する。
- 4 「農業用ハウス」は、農業用ハウスの建築費を記入する。
- 5 「農業用機械」は、農業用機械のリース、リース料等、リース料等の費用を記入する。
- 6 「農業用ハウス」は、農業用ハウスの建築費を記入する。
- 7 「農業用機械」は、農業用機械のリース、リース料等、リース料等の費用を記入する。
- 8 「農業用ハウス」は、農業用ハウスの建築費を記入する。
- 9 「農業用機械」は、農業用機械のリース、リース料等、リース料等の費用を記入する。

〔市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒防災課〕

※ 被害金額は、本庁で入力するため、各支部において入力は不要。

[illegible]

※ 被害金額は、本庁で入力するため、各支部において入力は不要。

[illegible]

※ 被害金額は、本庁で入力するため、各支部において入力不要。

【備考】被害状況の詳細については以下に記載。

			10		
--	--	--	----	--	--

Figure 1 shows a horizontal number line with tick marks at 0, 1.0, and 2.9. The segment from 0 to 1.0 is highlighted in blue, and the segment from 1.0 to 2.9 is highlighted in green. The number 1.0 is positioned at the boundary between the two colored segments.

【国有林】東北森林管理局盛岡森林管理署⇒県関係課⇒防災課

【県有林】地方支部（農林班）⇒県関係課⇒防災課

【緑資源機構】緑資源機構⇒防災課

【上記以外】市町村本部⇒地方支部(林道以外：農林班、林道：土木班)⇒県関係課⇒防災課

林業關係被害報告

[illegible]

※ 県有林には県有地を含む

※※国有林被害はこの様式を準用する

※被害内訳が不明な場合は小計欄に記載。

【備考】被害状況の詳細については以下に記載。

【国管理】岩手河川国道・三陸国道事務所⇒県関係課⇒防災課
 【県管理】地方支部（土木班）⇒県関係課⇒防災課
 【市町村管理】市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課⇒防災課
 【東日本高津浦臨海】東北支社⇒県関係課⇒防災課
 【空港】空港事務所⇒県関係課⇒防災課

注1 上段に前回報告、下段に今回報告を記入すること。

注2 国管理及び日本道路公団の被害については、この様式を準用すること。

[illegible]

注1 「被害状況」欄には、具体的な状況を記載すること。

10					
----	--	--	--	--	--

兒童，生徒及び教員等被害報告

注2 この報告は、人的及び住家被害報告（様式2）の再掲として記載すること。

樣式20

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

様式21

注1「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

様式B 水道施設被害状況報告書

様式B (災害発生時その他必要に応じて下記の送信先へ報告するもの)

送信先 岩手県県民くらしの安全課 岩手県 保健所長 様 日本水道協会岩手県支部長	発信者	発信日	年	月	日
		事業体・所属			
		職・氏名			
		連絡先			

水道施設被害状況報告書 () 【第 報】

1 災害発生の日時	年 月 日 発生				
2 災害発生の原因					
3 施設被害状況・対応状況					
① 取水施設					
② 貯水施設					
③ 導水施設					
④ 浄水施設					
⑤ 送水施設					
⑥ 配水施設					
⑦ その他					
⑧ 被害金額					
4 断水・減水の状況					
① 断水	(断水世帯数＝ 世帯) (断水日時＝ 月 日 時～) (地区名＝)				
② 減水	(減水世帯数＝ 世帯) (減水日時＝ 月 日 時～) (地区名＝)				
③ 断・減水の 対応状況					
④ 復旧状況					
⑤ 復旧見込					
5 応援要請	() 要請する () 要請しない () 第 報で要請済み				
① 応援内容	() 応急給水 () 応急復旧 () その他< >				
② 応援期間の見込	年 月 日 から () 日間の見込み				
③ 必要な資機材等					
④ 応援隊参集場所	住 所				
	施設名				
⑤ 連絡担当責任者	職	氏名			
	固定電話	- -	携帯電話	- -	ファクス - -
⑥ 連絡担当補助者	職	氏名			
	固定電話	- -	携帯電話	- -	ファクス - -

※「3 施設被害状況・対応状況」について、管路の場合は布設年、管種、口径等を必ず記入のこと。

※「4 断水・減水の状況」の「③断・減水の対応状況」について、給水車〇台、広報車〇台、災害対策車〇台を記入のこと。

※「4 断水・減水の状況」の「④復旧状況」について、事故発生から復旧までの経過を時系列で記入のこと。

※本様式は「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成25年10月25日付健水発1025第1号）」の「4 事故その他の原因による断減水が発生した場合」の報告様式を兼ねる。その場合、本様式の「施設被害」及び「災害」は「事故」と替えて運用のこと。

様式C 火葬場等被害報告

様式C【市町村本部⇒地方支部（保健環境班）⇒県関係課⇒防災課】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

様式D【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒県関係課⇒防災課】

觀 光 施 設 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

[illegible]

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式7を使用するものであること。

様式E【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒県関係課⇒防災課】

商 工 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

[illegible]

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式8を使用するものであること。

注2 事業所名は、原則公表しないものであること。

様式F 農林水産関係被害報告

様式F【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班） ⇒県関係課⇒防災課】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	
被 害 項 目	調 査 結 果		
今 後 の 調 査 ス ケ ジ ュ ール			

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式G-1 土木施設関係等被害報告

様式G-1【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

施 設 区 分	被 害 状 況	対 応 状 況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
空港		
林道 (農林水産業施設)		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用するものであること。

様式H 教育施設関係被害報告

様式H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒防災課】
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合
 防災課】
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課
 ⇒防災課
 県立施設⇒県関係課⇒防災課】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
施 設 名		施 設 発 信 者	
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

(1) 全体

市町村名	学校名	休校等の理由

(2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式 4（社会教育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-3 災害時におけるタクシー無線による情報収集に関する協定書（岩手県タクシー協会盛岡支部）

災害時におけるタクシー無線による情報収集に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と岩手県タクシー協会盛岡支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるタクシー無線による情報収集について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における被害の情報収集に対する乙の協力及びこの協定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被害状況を把握する必要があるときは、乙の加盟会社に対してタクシー無線による情報収集及び提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、別表「岩手県タクシー協会盛岡支部加盟会社一覧表」に掲げる団体に対し、電話、ファクシミリ又は口頭により行うものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙の加盟会社は、前条の規定による要請があったときは、タクシー無線により次に掲げる災害時の情報収集を実施し、速やかに甲に対して情報提供するものとする。

- (1) 建物の被害
- (2) 道路及び橋りょうの被害
- (3) 河川及び下水道の被害
- (4) 農地及び林地の被害
- (5) その他の被害

（情報提供先）

第4条 第3条の規定による情報提供は、電話又は口頭によるものとし、情報提供先は盛岡市役所とする。

- (1) 所在地 盛岡市内丸12番2号
- (2) 電話 651-4111

（連絡責任者）

第5条 この協定による協力要請及びこれに基づく情報提供を円滑かつ的確に行うため、次の職にある者を連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 盛岡市総務部消防防災課長
- (2) 岩手県タクシー協会盛岡支部事務局長

(随時の情報提供)

第6条 乙は、第2条の規定による要請がない場合でも、第3条各号に掲げる被害を確認したときは、甲に情報提供するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

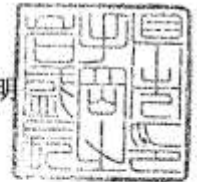
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年3月30日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 岩手県盛岡市肴町3番17号

岩手県タクシー協会盛岡支部

支部長 伊 藤 正 三



岩手県タクシー協会盛岡支部加盟会社一覧表

令和元年10月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	F A X
1	盛岡タクシー(株)	盛岡市大沢川原一丁目1-23	622-9121	623-2153
2	(株)ヒノヤタクシー	盛岡市中央通一丁目8-18	653-1551	624-3800
3	岩手中央タクシー(株)	盛岡市開運橋通3-38	622-8686	623-8684
4	平和とりょうタクシー (株)平和タクシー	盛岡市中央通一丁目6-25	624-5151	624-5155
5	富士タクシー(有)	盛岡市名須川町21-35	623-9111	624-5178
6	(有)つばめタクシー	盛岡市黒石野二丁目16-30	661-0061	662-2860
7	県都交通(有)	盛岡市南仙北一丁目22-58	636-3335	635-4447
8	(有)岩手ハイヤー	盛岡市下太田沢田68-15	647-1670	643-7749
9	(有)相互タクシー	盛岡市中野一丁目3-17	653-1771	625-7440
10	旭タクシー(有)	盛岡市上厨川字杉原101-6	647-3112	647-4152
11	城東交通(有)	盛岡市本宮三丁目49-35	636-2411	635-5143
12	(有)みたけタクシー	盛岡市みたけ三丁目33-21	641-4482	641-5845
13	(株)太田タクシー	盛岡市下太田沢田8-4	659-0071	659-2228
14	小川タクシー(株)	盛岡市浅岸二丁目12-26	626-5062	652-0911
15	みちのくタクシー (有)栗駒観光タクシー	盛岡市月が丘三丁目41-40	601-1722	601-1721
16	(株)あいのりタクシー	盛岡市上田四丁目20-52	651-1011	651-6886
17	(株)盛和タクシー	盛岡市前九年二丁目21-40	601-6136	601-6137

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-4 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（国土地理院）

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と盛岡市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び盛岡市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第3条 国土地理院及び盛岡市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第4条 国土地理院及び盛岡市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第5条 国土地理院及び盛岡市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第6条 国土地理院及び盛岡市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び盛岡市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月31日

茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院長
岡 本 博



岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市長
谷 藤 裕 明



地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書

国土地理院と盛岡市は、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条、第4条及び第6条の規定に基づく具体的な内容について、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、国土地理院及び盛岡市が保有する地理空間情報及び物品の相互活用及び災害対応等における迅速な協力の実現のため、必要な事項を定める。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第2条 国土地理院及び盛岡市が提供する地理空間情報及び貸与する物品は、次の各号に定めるものとし、一覧は別表のとおりとする。なお、別表に定めのないものについては、その都度協議を行うものとする。

- （1） 基盤地図情報
 - （2） 地形図や公共施設の設計図面等の基本的な地図又は図面
 - （3） 空中写真
 - （4） 標高データ
 - （5） その他地理空間情報の相互活用に有用なデータ、ソフトウェア等
- 2 国土地理院及び盛岡市は、別表に定める地理空間情報の提供を受け、又は物品の貸与を受けようとするときは、様式1「申請書」に必要な事項を記載し、申請を行うものとする。なお、使用目的については、事前に相手側の了承を得るものとする。

（災害対応等における協力）

- 第3条 国土地理院及び盛岡市は、災害対応、防災及び減災活動において、情報の共有を図り、迅速かつ効果的な活動となるよう、必要な地理空間情報及び物品を相互に活用し、必要な支援を行うものとする。
- 2 国土地理院は、盛岡市内において災害が発生し、その状況を把握するために被災地域の空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速に盛岡市に提供するものとする。
 - 3 第2条第2項の規定は、災害発生時等の緊急を要するときは適用しない。

（義務及び使用の制限）

第4条 国土地理院及び盛岡市は、地理空間情報のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第9条の測量成果については、同法第29条及び第43条の複製承認又は同法第30条及び第44条の使用承認の手続きが必要なときは、その手続を行うものとする。

- 2 国土地理院及び盛岡市は、地理空間情報及び物品を第2条第2項の申請の範囲内で使用するものとし、使用目的を変えて地理空間情報及び物品を使用するときは、新たに第2条第2項の申請を行うものとする。

（権利の帰属）

第5条 国土地理院及び盛岡市が、地理空間情報及び物品の活用により得た成果に関する権利は、国土地理院及び盛岡市にそれぞれ帰属するものとする。

（かし責任）

第6条 国土地理院及び盛岡市は、提供を受けた地理空間情報又は貸与された物品に関するかしについては、責任を問わないものとする。

（連携窓口の設置）

第7条 協定書第6条の定めに従い、国土地理院は地理空間情報部情報企画課を、盛岡市は総務部消防防災課を具体的な連携及び協力を推進する窓口として定めるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 国土地理院及び盛岡市は、地理空間情報に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にのっとり適切に対処するものとする。

（情報開示請求）

第9条 提供された地理空間情報に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）又は盛岡市情報公開条例（平成12年12月26日条例第51号）に基づく開示請求があったときには、法又は条例にのっとり適切に対処するものとする。

（有効期間）

第10条 本確認書の有効期間の取り扱いは、協定書第7条の規定に準ずるものとする。

（協議）

第11条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月31日

茨城県つくば市北郷一番

国土交通省国土地理院地理空間情報部長

松村正一



岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市総務部長

菊地昭夫



(別表)

国土地理院から提供可能な地理空間情報

1.数値地図

	対象地区		データ形式	作成年度
数値地図(国土基本情報)	全国		ベクトル、DEM	
基盤地図情報(2500レベル)	都市計画区域		ベクトル	
基盤地図情報(25000レベル)	全国		ベクトル	
基盤地図情報(数値標高モデル)	全国		DEM	
数値地図25000(地図画像)	全国	約4300面	8bit tiff (解像度254dpi)	
数値地図50000(地図画像)	全国	約1200面	8bit tiff (解像度254dpi)	
数値地図200000(地図画像)	全国	130面	8bit tiff (解像度254dpi)	
数値地図2500(空間データ基盤)	一部(県単位で行政界、道路中心線、鉄道線・駅、公園等用地、内水面、基準点、公共建物) CD15枚		ベクトル	
数値地図25000(空間データ基盤)	全国(県単位で、道路中心線、鉄道中心線、河川中心線、水涯線、海岸線、行政界、基準点、地名、公共施設、標高の10項目)		ベクトル	
数値地図500万(総合)	全国(水部区域、水部界、境界、道路、鉄道、フェリー航路、等高線、等深線、空港、港、都市、山岳標高点、水深点、注記の合計14地物)		ベクトル	
数値地図25000(行政界・海岸線)	全国	CD1枚	ベクトル	最新版H22. 6.1
数値地図25000(地名・公共施設)	全国	CD1枚	ベクトル	平成13年度
数値地図10mメッシュ(火山標高)	全国24火山	CD1枚	DEM	平成19年2月1日
数値地図5mメッシュ(標高)	全国15地区	CD15枚	DEM	平成15～22年
数値地図50mメッシュ(標高)	全国	CD3枚	DEM	
数値地図250mメッシュ(標高)	全国	CD1枚	DEM	
数値地図25000(土地条件)	全国	CD3枚	ベクトル	
数値地図5000(土地利用)	3大都市圏	CD3枚	XML形式	平成18・19年
日本国勢地図	全国	CD1枚	アナログ、ベクトル、テキスト混在	平成2・7年

2.空中写真及びオルソ画像

撮影年度	撮影縮尺	撮影地区	種別	撮影地区(詳細)
H18以前	10,000	全国	空中写真	フィルムからスキャンしたデータ
	20,000			
	その他			
H19以降	10,000	主に都市計画区域	空中写真 オルソ画像	国土地理院ホームページ 「 http://psgs.v.gsi.go.jp/koukyou/kihonsatsuei/index_photo_area.html 」
	20,000	上記以外の全国(一部除く)		

3.旧版地形図

2. 5万、5万、20万の旧版地形図のスキャンデータ(600dpi(一部400dpi))

※国土地理院ホームページ

<http://www.gsi.go.jp/MAP/HISTORY/5-25-index5-25.html>

4.電子国土Webシステム背景地図等データ

電子国土Webシステムの背景に表示される各種地図(日本全国～2500レベル基盤地図情報、災害復興計画基図)及びオルソ画像(電子国土基本図(オルソ画像)、国土画像情報、及び災害復興オルソ)のタイルデータ。

※国土地理院ホームページ

<http://portal.cyberjapan.jp/site/mapuse2/index.html>

5.「電子国土基本図」特別出力システム

国土地理院ホームページより、閲覧している電子国土基本図(スケール毎に5種類)の大判印刷(お手持ちの出力機に依存)を行うことを認めます。協定書を結ぶことにより、ユーザー名とパスワードを付与します。

6.物品の貸与

国土地理院所有の物品(主にソフトウェア)のうち、著作権等の権利が国土地理院のみに所属するもの。

国土地理院所有の物品(主に測量機器)のうち、使用目的が協定書に合致し、かつ要望される期間地理院側の使用予定がまったくないもの。

7.その他

高精度標高データ(航空レーザ測量データ)

(国土地理院が管理する航空レーザ測量の原データ。災害対策など公共性及び公益性の高い業務に使用する場合に限り提供します。)

その他必要な情報があれば検討します。

(別表)

盛岡市から提供予定の地理空間情報

NO	情報の種類	詳細	データ形式	縮尺	図案名	提供予定時期
1	行政界の変化情報	未定境界の固定、市町村の廃置分合など、行政界に係わる変化情報	アナログ・デジタル可	2,500分1以上		確定と同種類(随時)
2	航空写真	盛岡市内の航空写真(一部山間部を除く)	TIFF・JPG形式	1,000分1	航空写真	完成時(随時) ※概ね5年に1度
3	盛岡市道変化情報	新設道路、車線数を伴う道路形状の変更で、500m以上のものを対象	CADデータ Shape形式	2,500分1以上	道路設計図面等	道路設計図面等は随時、開通情報は、開通報道後速やかに
4	盛岡市道台帳	盛岡市道に認定されている路線の台帳	CADデータ(DWG) Shape形式	1,000分1以上	盛岡市道台帳	必要に応じて
5	建造物の変化情報	防災上重要な役割を果たす建物とし、市庁舎・市所管施設の新設・移転情報。	基本はCADデータ	2,500分1以上		時点修正時に随時
6	その他	1～5の他に、国土地理院が提供を希望する物品及び地理空間情報については、その可否、データ形式等について個別に協議し、提供可能である場合は、別紙様式により申請するものとする。				

様式1

地理空間情報提供（及び物品貸与）申請書	
次のとおり、地理空間情報の提供及び物品の貸与を申請します。	
平成 年 月 日	
申請者 住 所 氏 名	
.....部課長 殿	
使用目的	
提供希望の地理空間情報の種類及び内容	
提供希望の地理空間情報の範囲又は区域	
使用期間	
担当者連絡先	
備 考	

※「地理空間情報提供（及び物品貸与）申請書」について、不要な文字は二重線で消すこと。

※「地理空間情報の提供及び物品の貸与」について、不要な文字は二重線で消すこと。

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-5 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時における地図製品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置したときにおける、乙の地図製品等の供給及び利用に関して必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住宅地図 盛岡市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 盛岡市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害対応のため地図製品等を利用する必要があると認めたときは、乙に対し地図製品等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに地図製品等の供給を行い、供給を行ったときは、甲に対し物資供給報告書を提出するものとする。ただし、地図製品等の数量について、甲の要請に応じられない場合は、供給する数量及び時期を甲と協議するものとする。

（地図製品等の運搬）

第5条 地図製品等の搬送は乙が行うものとし、運搬に係る費用は乙の負担とする。

（供給の対価）

第6条 この協定に基づき乙が供給した地図製品等の対価は、別途甲乙協議の上決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第7条 乙は、第3条の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、甲及び乙が別途協議して定める時期及び方法により、乙が別途定める数量の住宅地図、広域図、ID等を甲に無償で貸与するものとする。この場合における住宅地図及び広域図の運搬については、第5条の規定を準用する。

- 2 甲は、前項の規定により貸与された住宅地図、広域図及びID等を、甲の事務所内において管理者の善良なる注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。

- 3 甲は、第1項の規定により貸与された住宅地図の利用を開始したときは、別途定める乙の報告

先に速やかに報告するものとする。

4 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、更新版と差し替えることができるものとする。

5 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用方法等)

第8条 甲は、第3条又は第7条第1項の規定により乙から供給し、又は貸与された地図製品等を次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により利用することができる。

(1) 災害対策本部設置期間中 地図製品等の閲覧及び甲及び乙が別途協議して定める条件の範囲内での複製

(2) 平常時 広域図の閲覧及び複製並びにZNET TOWN の利用

2. 甲は、前項第2号の場合において、広域図を複製するときは別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用するときは別紙ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行い、相互の連携体制を整備する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年3月27日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、この協定は更に1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 甲乙間で、この協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合は、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年3月27日

甲 盛岡市内丸12番2号
盛岡市

代表者 盛岡市長

谷藤裕明



乙 盛岡市中央通三丁目7番18号
株式会社ゼンリン 第一事業本部

東北第二エリア統括部長

南 雅広



【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

平成 年 月 日

(株)ゼンリン 殿

盛岡市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

平成 年 月 日

盛岡市長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第1項第4号の規定に基づき、平成 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品 名	数量	納品 場所	納品 日時	備 考

＜物資納入者＞

＜物資受領者＞

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 義援物資等集積場所一覧表

義援物資等集積場所一覧表

地区名	番号	名 称	所 在 地	電 話	備 考
西地区	1	県 営 体 育 館	青山二丁目4番1号	647-1010	義援物資
南地区	2	盛岡タカヤアリーナ (盛岡市総合アリーナ)	本宮五丁目4番1号	658-1212	義援物資
南地区	3	都 南 体 育 館	津志田14地割19番地1	637-2219	義援物資
東地区	4	盛 岡 競 馬 場	新庄字上八木田10番地	651-2999	義援物資
西地区	5	東北農業研究センター	下厨川赤平4番地	643-3433	復旧資機材
南地区	6	盛岡工業高等学校	羽場18地割11番地1	638-3141	復旧資機材
玉山地区	7	渋民運動公園総合体育館	川崎字川崎1-1	683-1636	義援物資
	8	渋 民 公 民 館	渋民字鶴塚55	683-2354	義援物資
	9	玉山総合福祉センター	渋民字泉田360	683-2743	義援物資

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-2 緊急輸送道路一覧表

緊急輸送道路一覧表

路 線 名		指 定 区 間
国 道	4号（直轄）	県内全線
	46号（直轄）	県内全線
	106号（県管理）	全線
	396号（県管理）	全線
	455号（県管理）	全線
県 道	盛岡横手線（主要地方道）	全線
	盛岡和賀線（主要地方道）	全線
	盛岡環状線（主要地方道）	全線
	上米内湯沢線（主要地方道）	全線
	盛岡鶯宿温泉線（一般県道）	（主要地方道）盛岡環状線 から （主要地方道）盛岡横手線 まで
	不動盛岡線（一般県道）	（矢巾町道）安庭線 から 国道46号（盛岡市永井付近） まで
	氏子橋夕顔瀬線（一般県道）	国道4号（盛岡市上堂：上堂交差点） から （市道）上堂一丁目青山二丁目線 まで
	盛岡滝沢線（一般県道）	（市道）中屋敷町青山一丁目2号線 から （主要地方道）盛岡環状線 まで
	本宮長田町線（一般県道）	（市道）太田橋中川町線 から （主要地方道）盛岡横手線 まで （市道）宮沢小幅線 から （主要地方道）盛岡環状線 まで
市 道	上田四丁目稲荷町1号線	国道4号（盛岡市上田：NHK前交差点） から （一般県道）氏子橋夕顔瀬線（館坂交差点） まで
	上田四丁目稲荷町2号線	（一般県道）氏子橋夕顔瀬線（館坂交差点） から （主要地方道）盛岡横手線（稲荷町交差点） まで
	本町通二丁目上田四丁目線	盛岡市上田一丁目15番18号地先 から （市道）上田四丁目稲荷町1号線（市営体育館前交差点） まで
	北山一丁目10号線	盛岡市北山一丁目301番1地先 から 国道4号（盛岡市北山一丁目321番地先） まで
	上田一丁目線	県立中央病院 から 盛岡市北山一丁目301番1地先 まで
	上田一丁目1号線	盛岡市上田一丁目6番15号地先 から 県立中央病院 まで
	梨木町上田一丁目線	（主要地方道）盛岡横手線 から 盛岡市上田一丁目6番15号地先 まで
	内丸大沢川原一丁目線	国道455号交差点（盛岡市内丸8番4号地先） から 盛岡市大通一丁目2番1号地先 まで
	内丸大通三丁目線	国道106号交差点（盛岡市内丸3番1号地先） から 盛岡市大通一丁目2番1号地先 まで
	太田橋中川町線	（主要地方道）盛岡横手線 から （一般県道）本宮長田線 まで
	内丸三ツ割五丁目1号線	国道455号交差点（盛岡市内丸2番1地先） から 盛岡市内丸9番18号地先 まで

路 線 名		指 定 区 間
	内丸4号線	盛岡市内丸10番38号地先 から 盛岡市内丸9番18号地先 まで
	内丸本町通一丁目線	国道455号交差点（盛岡市内丸11番15号地先） から 盛岡市内丸10番38号地先 まで
	宮沢小幅線	（一般県道）本宮長田町線 から （主要地方道）盛岡和賀線（総合アリーナ南交差点） まで
	上堂一丁目青山二丁目線	（一般県道）氏子橋夕顔瀬線 から （一般県道）盛岡滝沢線 まで
	稲荷町谷地頭線	盛岡市青山一丁目23番24号地先 から （一般県道）盛岡滝沢線 まで
	青山一丁目線	盛岡市青山一丁目9番22号地先 から 盛岡市青山一丁目23番24号地先 まで
	中屋敷町青山一丁目2号線	盛岡市青山一丁目9番22号地先 から （一般県道）盛岡滝沢線 まで
	岩手飯岡駅前通線	国道4号（盛岡市三本柳10地割1番10地先） から 盛岡市永井22地割51番1地先 まで
	下永林1号線	盛岡市永井22地割51番1地先 から 国道46号（盛岡市津志田14地割70番1地先） まで
	大島線	国道4号（盛岡市永井1地割73番1地先） から 盛岡市中央卸売市場 まで
	殿畑六号線	（一般県道）不動盛岡線（盛岡市永井31地割） から 日本オイルターミナル まで

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-3 災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の一般乗合旅客自動車による移送に関する協定
(社団法人岩手県バス協会)

災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の一般乗合旅客自動車による移送に関する協定

盛岡市を甲、社団法人岩手県バス協会を乙として、災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の一般乗合旅客自動車による移送（以下「旅客自動車による移送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の移送に対する乙の協力並びにこの協定の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において災害応急対策用車両が不足した場合は、乙に対し旅客自動車による移送について協力を要請するものとする。

(要請に対する協力)

第3条 乙は、前条に規定する要請があった場合は、当該要請に基づき速やかに旅客自動車による移送に協力するものとする。

(要請手続等)

第4条 第2条の規定による要請は、盛岡市災害対策本部長が行う。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、甲は、乙に要請した内容を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職及び名前
- (2) 要請する車両台数
- (3) 履行の期日及び場所
- (4) その他必要な事項

(報告等)

第5条 乙は、第3条の規定により旅客自動車による移送を行った場合は、事後、必要な事項を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、第2条の規定による要請に基づき乙が実施した旅客自動車による移送に係る経費を負担する。

2 前項の経費の額は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議を行い定める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成13年6月15日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市
代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目9番22号
社団法人岩手県バス協会
会長 三 船 博 敏

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-4 災害時における物資の輸送に関する協定書（赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）
協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と赤帽岩手県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における物資の輸送に対する乙の協力並びに手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、物資の輸送について必要があると認めたときは、乙に対しその輸送について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出することとする。

(1) 輸送物資の所在地（積込み場所）

(2) 輸送物資の内容及び数量

(3) 輸送先（荷卸場所）

(4) 輸送日時

(5) 荷送人

(6) 荷受人

(7) その他必要な事項

2 甲は、事前に輸送に係る緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を受理したうえで、これを乙に交付するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の協力要請により乙が物資の輸送に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（事故報告）

第5条 乙は、物資の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成15年5月2/日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙いずれかが文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

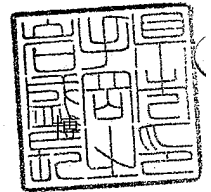
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年5月2/日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島



乙 岩手県盛岡市津志田24地割字上碓16番地

赤帽岩手県軽自動車運送協同組合

代表理事 名須川 松見



3-6 交通確保・輸送計画

3-6-5 災害時における応急対策用燃料等の調達に関する協定書（岩手県石油商業協同組合）

災害時における応急対策用燃料等の調達に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と岩手県石油商業協同組合盛岡支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して応急対策用燃料及び応急対策用資機材（以下「燃料等」という。）の調達及び供給並びに応急対策要員の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第2条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請したときに発動するものとする。

（協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し燃料等の調達及び供給の協力を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出することができるものとする。

（協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定による要請は、次の事項を明示するものとする。

- （1） 調達を要請する品目
- （2） 調達を要請する数量
- （3） 納入希望日
- （4） 納入場所
- （5） その他必要事項

（要請への協力）

第6条 乙は、第4条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づき乙が確保し、供給した燃料等の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(数量等の協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく燃料等の確保が円滑に行われるよう、必要に応じ、燃料等の確保可能数量等について協議するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙はこの協定に基づく調達及び供給の確保の要請が円滑に行われるよう、必要に応じて乙又は乙に加盟する組合員との連携を密にし、甲が必要に応じ支援を受けられるよう体制の整備に努めるものとし、甲は、乙に対し必要な協力を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項およびこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成20年3月25日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 3月25日

甲 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

乙 盛岡市清水町14番12号

岩手県石油商業協同組合盛岡支部

支部長代行 宮 田 謙

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-6 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）

災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社岩手主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請に関し、その手続等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（要請の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき可能な範囲内で、対応するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- （2）甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送
- （3）甲が管理する支援物資拠点の運営等
- （4）第1号又は第2号に規定する配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- （5）前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことが相当と甲が認めたもの

（支援要請の手続）

第4条 前条に定める甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示した災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する要請書（様式第1号）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請を受けて実施した支援内容について、災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する実績報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

(連絡責任)

第6条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票(様式第3号)により報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条に規定する協力内容の実施に要した費用(以下「費用」という。)の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

(請求・支払い)

第8条 乙は、費用を集計し、甲に対し一括請求するものとし、甲は、災害発生時の混乱が沈静化した後、速やかに乙に対して当該費用を支払うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、可能な範囲で情報の交換を行うものとする。

(免除)

第10条 乙が被災した場合は、甲及び乙は、協議のうえ第3条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成26年11月28日

甲 盛岡市
市長 谷 藤 裕 明



乙 岩手県北上市流通センター17番3
ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店
主管支店長 富 田 芳 正



様式第1号（第4条，5条）

物資輸送及び物資保管等に関する要請書

ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店長 様

発信者 盛岡市 市長 谷 藤 裕 明

TEL 019-651-4111

FAX 019-654-4569

災害時における物資輸送及び物資保管等に関する協定書に基づき，次のとおり協力を要請します。

1. 支援内容

- ☐ 市が管理する防災備蓄品の避難所への配送
☐ 市が管理する物資拠点から避難所への配送
☐ 市が管理する物資拠点の運営等
☐ 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
☐ その他（ ）

2. 要請内容

活動場所	活動内容

様式第2号(第4条, 5条)

物資輸送及び物資保管等に関する実績報告書

盛岡市長 様

ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店長

災害時における物資輸送及び物資保管等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1. 市からの要請内容

- ☐ 市が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- ☐ 市が管理する物資拠点から避難所への配送
- ☐ 市が管理する物資拠点の運営等
- ☐ 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- ☐ その他 ()

2. 実施内容

活動場所	活動内容

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-7 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（三菱自動車）

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における電動車両等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市内において災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても、甲、乙及び丙が共に協力し、災害時における電動車両の有用性を広く周知し、市民の理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、乙又は丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。

3 乙は前項の規定による要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、盛岡市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く周知し、市民の理解醸成に努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年3月27日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市
盛岡市長 谷藤 裕明



乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目24番8号
岩手三菱自動車販売株式会社
代表取締役 千田 茂穂



丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄



3-6 交通確保・輸送計画

3-6-8 盛岡市と損害保険ジャパン株式会社岩手支店との災害対応力向上に関する協定書

盛岡市と損害保険ジャパン株式会社岩手支店との災害対応力向上に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）損害保険ジャパン株式会社岩手支店（以下「乙」という。）は、甲の災害時における対応力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が平素から防災への取組について連携することで、甲の災害時における対応力の向上を図り、災害等から盛岡市民の生命・身体及び財産を守ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携・協力して災害対応力向上に取り組むものとし、乙は、次に掲げる事項について甲から協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) 災害時における、乙の保有する電動車両の貸し出しに関すること。
- (2) 災害時における、ドローンによる情報収集に関すること。
- (3) 甲が行う防災セミナー、防災研修会等への協力に関すること。
- (4) 市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（費用の負担）

第3条 乙が前条の規定による協力を行うために要した費用については、特段の合意がない限り、乙が負担する。ただし、前条第1項第2号の費用については、協定の締結日から1年間は、乙が負担するが、それ以降は甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう連絡責任者を定め、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（情報管理）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしにこの協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月26日

甲 盛岡市内丸12番2号

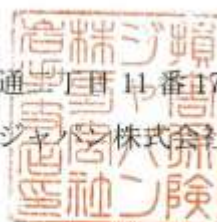
盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 盛岡市中央通二丁目11番17号

損害保険ジャパン株式会社 岩手支店

支店長 上 野 好 章



3-6 交通確保・輸送計画

3-6-9 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定（北東北福山通運株式会社）

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）と北東北福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における取組に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に市内被災地に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材、施設等を活用した運営の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先し協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
- (5) 乙が管理する資機材の提供
- (6) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (7) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (8) その他協議し合意した事項

3 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 罹災状況に係る情報の提供

（要請手続き）

第4条 前条に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、北東北福山通運株式会社盛岡支店を代表窓口として手続きを行うものとする。

(事故等)

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 協力した場所
- (3) 要請によって使用した車両、資機材等
- (4) 従事者数
- (5) その他必要となる事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく物資の輸送及び運営等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(庶務窓口)

第8条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては盛岡市総務部危機管理防災課、乙にあつては北東北福山通運株式会社盛岡支店において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段について、相互に確認するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月20日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

石藤 隆明



乙 盛岡市湯沢16地割15番地3

北東北福山通運株式会社

代表取締役社長

小林 哲平



様式第1号（第4条関係）

協力要請書

年 月 日

様

盛岡市長
(災害対策本部長)

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定第4条に基づき、次のとおり要請します。

1 協力を要請する事由

2 協力を必要とする場所

3 協力を必要とする要請内容（第3条第2項） ☐レ点をつける

- ☐（1）甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
☐（2）甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送
☐（3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
☐（4）乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
☐（5）乙が管理する資機材の提供
☐（6）乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
☐（7）乙に所属する人員による避難所等の運営支援
☐（8）その他協議し合意した事項

【 】

4 協力を必要とする人数（※施設ごと）

5 その他必要となる事項

連絡責任者の職名・名前

電話番号

FAX

様式第2号（第6条関係）

実績報告書

年 月 日

盛岡市長様

（災害対策本部長）

（報告者）

住所

名前

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定第6条に基づき、要請のあった事項について、次の通り報告します。

1 協力内容

第3条第2項第

号

2 協力した場所

3 要請によって使用した車両、資機材等

☐ 車両☐ 車両台数☐ 資機材等の名称☐ 資機材の数☐ その他

4 従事者数（※施設ごと）

5 その他必要となる事項

連絡責任者の職名・名前

電話番号

FAX

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-10 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定（一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク）

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、盛岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲が乙に対し支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

（支援協力の要請）

第3条 甲は、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し支援の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

3 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

4 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート上の被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保及びその他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 物資等の輸送力の提供

(2) 荷役作業

(3) 物資の調達及び供給

(4) 物資拠点の提供及び運営

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条の支援協力が必要と認めるときは、「物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書（様式第1号）」により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、後日速やかに書面を乙に提出するものとする。

(支援協力)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲内において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、前条の規定による業務を実施したときは、速やかに「物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定による業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第67条第1項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 第6条の規定による業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害補償)

第10条 第6条の規定による業務に従事した者が、本業務を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙は、第6条の規定による業務の実施中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員運送事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第6条の規定による業務の実施中に、自らの責めに帰することができない理由により第三者に損害を与えた場合は、甲と乙が協議の上、その対応にあたるものとする。

(連絡責任者の報告)

第12条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、「災害時における連絡窓口（様式第3号）」により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(情報提供)

第13条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努め

るものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年7月14日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

理事長 和 佐 見 勝



(様式第1号)

年 月 日

一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク理事長 様

盛岡市長

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

1 災害の状況

2 支援協力の要請内容

支援協力を要請する業務	☐ 物資等の輸送協力の提供 ☐ 荷役作業 ☐ 物資の調達及び供給 ☐ 物資拠点の提供及び運営 ☐ その他
具体的な業務内容	
業務の実施場所	
支援協力の要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(問合せ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

(様式第2号)

年 月 日

盛岡市長

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長

物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第7条の規定に基づき、次のとおり業務の実施内容を報告します。

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

事 項	内 容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資の調達及び供給	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資 の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
備考	

(問合せ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

(様式第3号)

災害時における連絡窓口

1 盛岡市 (年 月 日 現在)

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
	E-mail アドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mail アドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mail アドレス	

2 一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク (年 月 日 現在)

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
担当者	責任者	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mail アドレス	
	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mail アドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mail アドレス	

3-6 交通確保・輸送計画

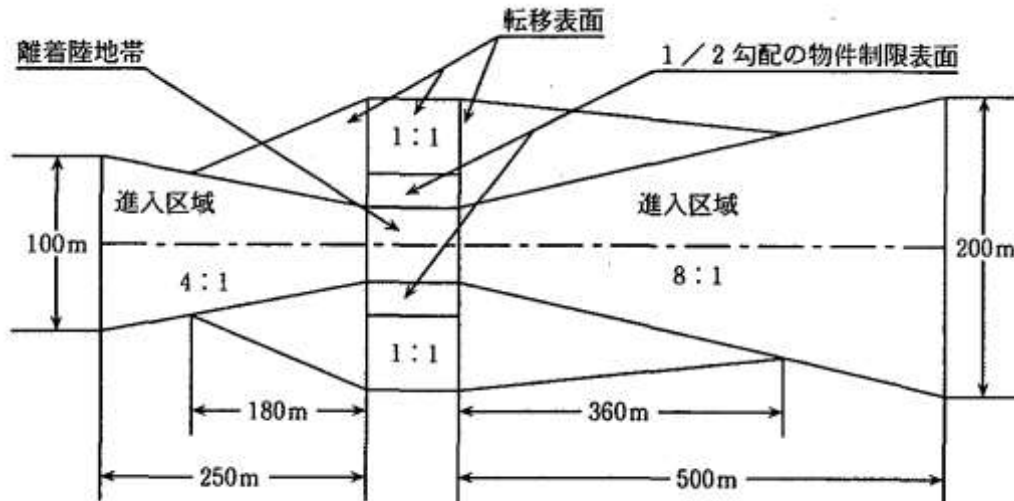
3-6-11 飛行場外離着陸場設置基準

飛行場外離着陸場設置基準

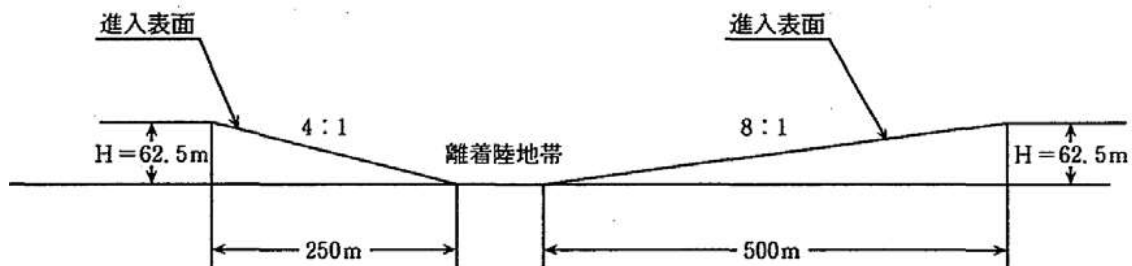
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

1 一般

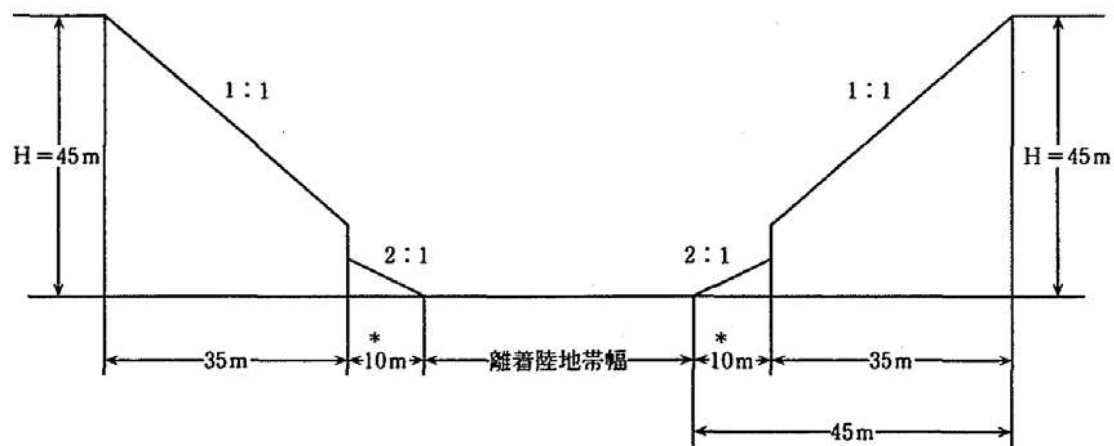
(1) 平面図



(2) 進入表面断面図



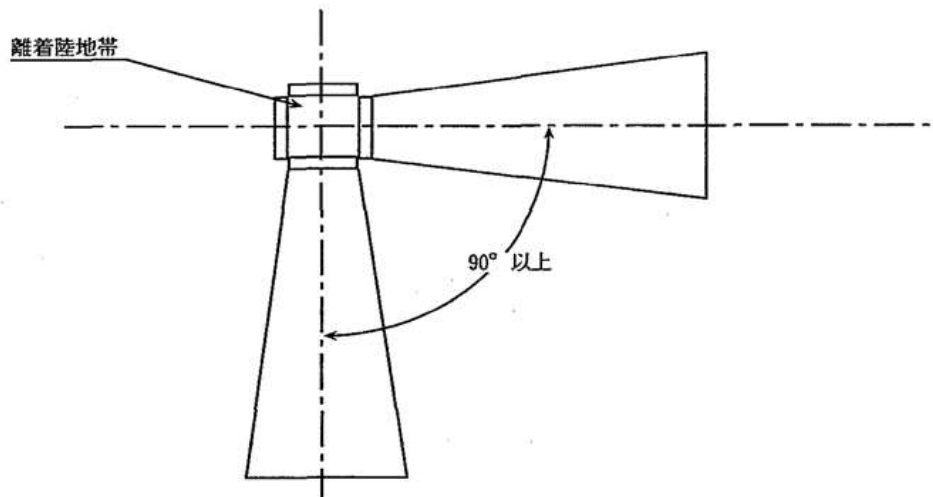
(3) 転移表面断面図



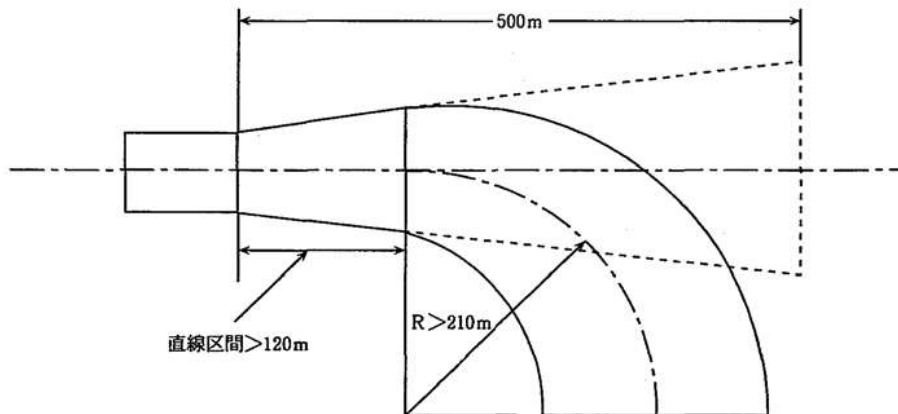
※離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に 1/2 勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域、進入表面の特例]

(1) 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



(2) わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面

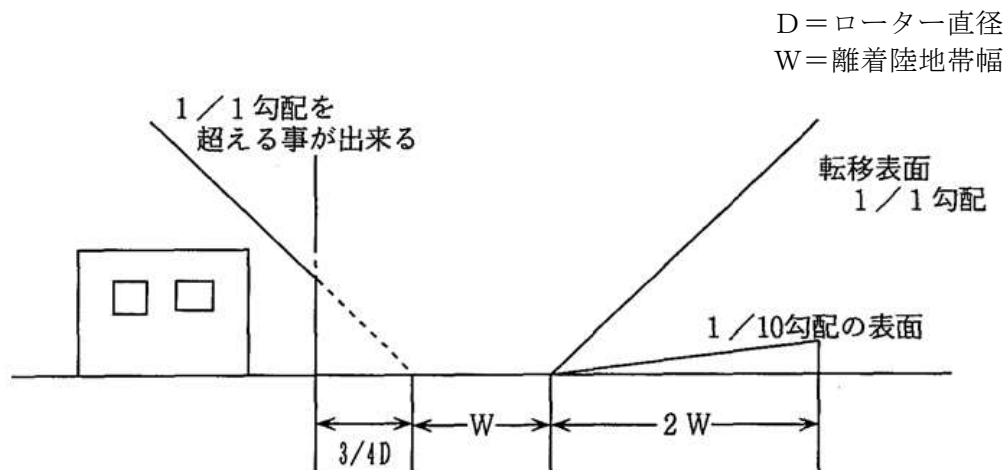


※進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

※Rは210メートル以上とする。

[転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1／1を超えることができる場合）]

転移表面断面図

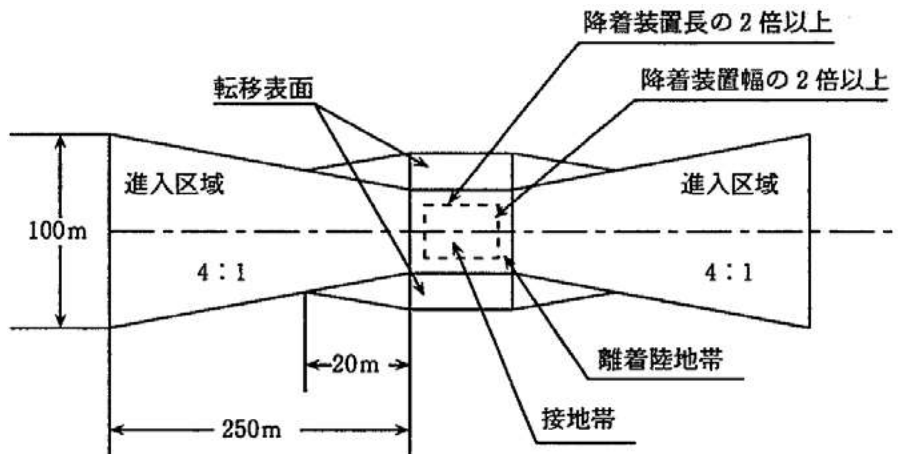


3／4 Dの範囲内で離着陸地帯の最高点を含む水平面より上に出る物件がないこと。

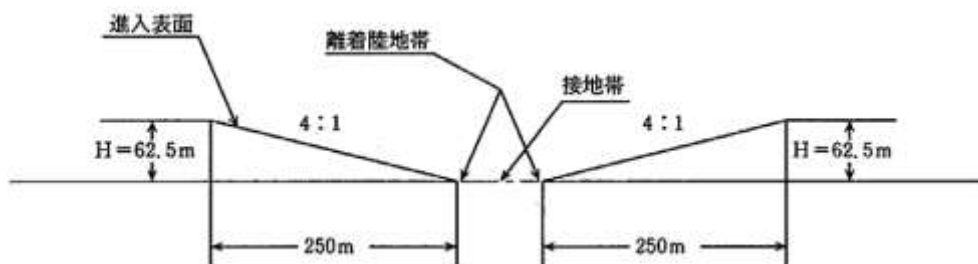
2 Wの範囲内は1／10勾配の表面の上に出る高さの物件のないこと。

2 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

(1) 平面図



(2) 進入表面断面図

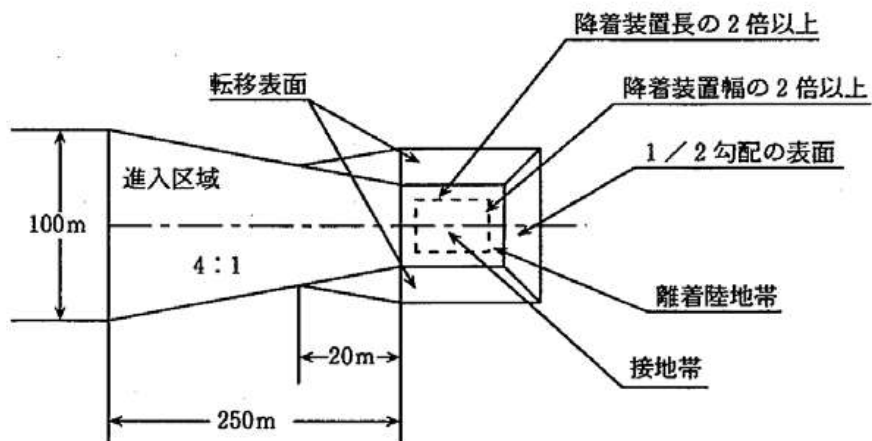


(3) 転移表面断面図

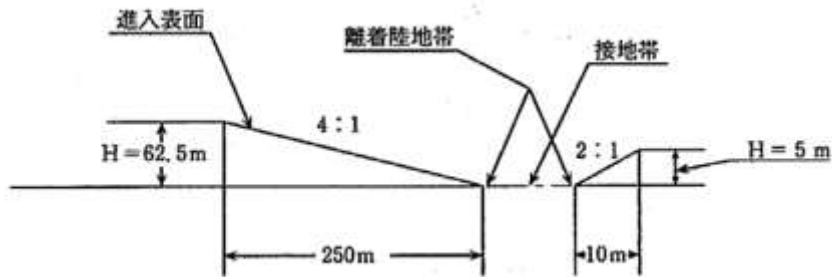


[進入区域が一方向きしか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

(1) 平面図



(2) 進入表面断面図

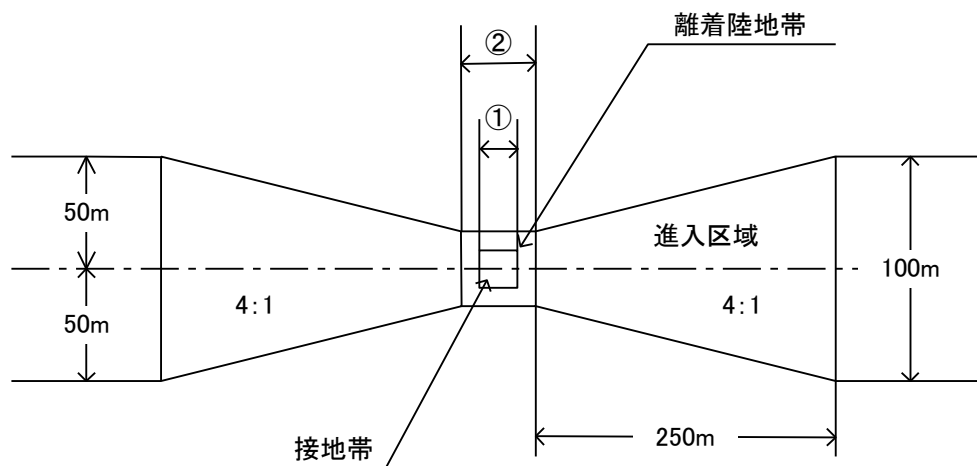


(3) 転移表面断面図



3 災害時において緊急輸送等、または訓練においても使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

ア 平面図



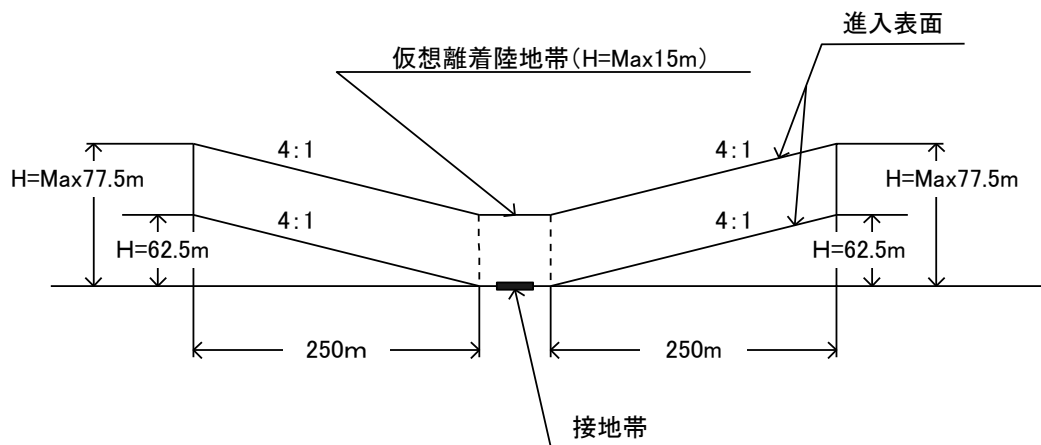
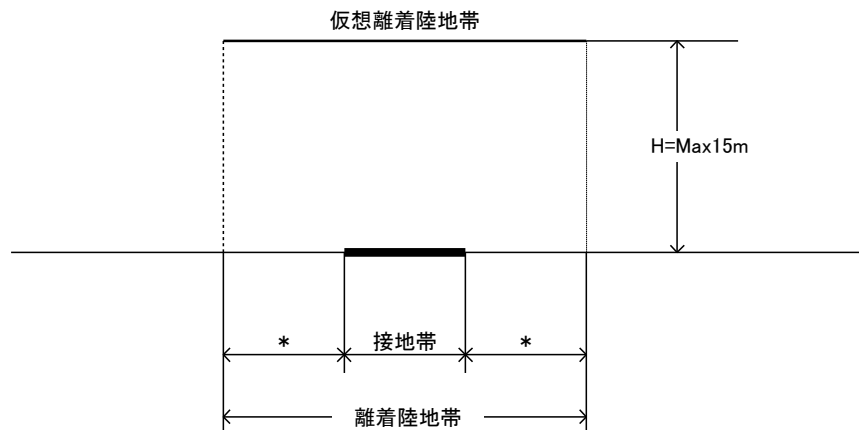
①接 地 帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。

＊全長が 20m を越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。

＊離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

イ 進入表面断面図

ウ 転移表面断面図
(転移表面は設定せず)

* 接地帯の外側で接地帯表面より30cm程度を限度として平坦な区域

※ 危険予防の措置

- (1) 飛行場外離着陸場への立入禁止措置
ヘリコプターの運航にかかわらない者の立入禁止措置を講ずること。
- (2) 防塵措置
ヘリコプターの下降流による砂塵が発生するおそれがあるところでは、散水による防塵措置を講ずること。
- (3) 飛散防止措置
飛行場外離着陸場周囲の物品等の飛散防止措置を講ずること。

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-12 ヘリポート等一覧表

ヘリポート等一覧表

地区名	番号	名 称	所在地	大きさ		市庁舎 までの 距離	電 話
				縦(m)	横(m)		
中央地区	1	岩手大学球技場	上田三丁目18-8	170	90	2.3	621-6000
	2	盛岡東警察署	内丸3-40	45	45	0.1	606-0110
	3	高松公園	上田字堤頭59-1	125	155	3.0	651-4111
西地区	4	県営運動公園	みたけ一丁目10-1	185	120	5.0	641-1127
南地区	5	太田橋グラウンド	下厨川字稲荷9他	400	110	3.6	651-4111
	6	中央公園	本宮字姥屋敷外	146	103	3.0	651-4111
	7	東北電力株式会社岩手支店 盛岡技術センターヘリポート	下飯岡4地割85-1	100	100	4.4	659-0315
	8	盛岡南公園	永井8地割65	140	83	7.0	632-3344
	9	北上川河川敷 (南大橋下流)	東仙北一丁目地内	200	80	3.0	624-3131
	10	北上川河川敷 (都南大橋下流)	三本柳北上川河川公園	110	130	5.0	624-3131
	11	河川防災ステーション	向中野字新田地内	23	20	5.5	636-0368
	12	見前南中学校	西見前第16地割73	100	80	6.6	637-3722
東地区	13	岩山ゴルフ場駐車場	新庄岩山50	200	80	5.2	624-4476
	14	市営野球場	東新庄一丁目8-1	122	122	1.5	622-1725
	15	盛岡競馬場	新庄字上八木田10	200	100	7.0	651-2999
南東地区	16	乙部中学校	黒川21地割51	60	60	11.5	696-2611
玉山地区	17	渋民運動公園陸上競技場	川崎字川崎1-1	100	160	0.5	683-1636
	18	巻堀中学校	好摩字夏間木70-1	100	180	5.0	682-0022
	19	玉山小学校	日戸字市の坪53	60	80	7.0	685-2250
	20	渋民文化会館駐車場	渋民字鶴塚55	150	75	0.2	683-3526

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-13 重要物流道路一覧表

重要物流道路一覧表

路 線 名		指 定 区 間
国 道	4号	県内全線
	46号	盛岡市津志田15地割27番12にある国道46号と国道4号との交点 から 大仙市協和境字岸館74番1にある国道46号と国道13号との交点 まで
	東北縦貫自動車道	県内全線
県 道	盛岡和賀線（主要地方道）	盛岡市湯沢17地割55の1 から 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目6の15 まで
	上 米 内 湯 沢 線（主要地方道）	盛岡市永井1地割48の1 から 同市湯沢17地割19の1 まで
	不動盛岡線（主要地方道）	紫波郡矢巾町大字赤林第5地割92の1 から 盛岡市永井6地割93の1 まで
市 道	大島線	盛岡市永井1地割73番1地先 から 同市羽場10地割100番地先 まで
	殿畑6号線	盛岡市永井31地割151番地先 から 同市永井31地割8番地先 まで

代替・補完路一覧表

路 線 名		指 定 区 間
国 道	106号	宮古市藤原三丁目106番32 から 盛岡市手代森6地割10の12 まで
		盛岡市茶畑一丁目19の1 から 同市内丸62の8 まで
	396号	盛岡市高崩4の4 から 紫波郡紫波町遠山字大橋1の10 まで
	455号	盛岡市内丸62の8 から 同市内丸9の7 まで 同市北山二丁目25の1 から 下閉伊郡岩泉町門字下三田貝92の38 まで
県 道	盛岡和賀線（主要地方道）	盛岡市本宮五丁目4 から 同市本宮六丁目26の4 まで
	盛岡環状線（主要地方道）	盛岡市本宮五丁目16の7 から 同市本宮五丁目4 まで
	上 米 内 湯 沢 線（主要地方道）	盛岡市手代森7地割82の1 から 同市三本柳第5地割25の7 まで
	本 宮 長 田 町 線（主要地方道）	盛岡市本宮字松幅44の4 から 同市盛岡駅西通一丁目107の1 まで
市 道	上田四丁目稲荷町1号線	盛岡市上田四丁目304番1地先 から 同市上田三丁目427番5地先 まで
	本町通二丁目上田四丁目線	盛岡市上田三丁目469番1地先 から 同市上田三丁目427番5地先 まで
	北山一丁目10号線	盛岡市北山一丁目301番1地先 から 同市北山一丁目321番地先 まで
	上田一丁目線	盛岡市上田一丁目156番地1地先 から 同市上田一丁目336番地1地先 まで
	内丸大沢川原一丁目線	盛岡市内丸9番7地先 から 同市内丸9番5地先 まで

3-9 消防活動計画

3-9-1 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

策定	平成16年	2月	6日
変更	平成18年	2月	6日
変更	平成18年	6月	22日
変更	平成20年	3月	28日
変更	平成20年	8月	27日
変更	平成21年	3月	2日
変更	平成26年	3月	5日
変更	平成31年	3月	8日

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第1章 総則

第1節 本計画の目的

第2節 緊急消防援助隊の任務

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

第2節 都道府県大隊の編成

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

第4節 小隊の装備等の基準

第5節 部隊の任務

第6節 部隊の隊の装備等の基準

第3章 緊急消防援助隊の登録

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

第2節 消防大学校における教育訓練等

第7章 その他

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害(当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。)の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、消防庁長官(以下「長官」という。)の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長とする。ただし、航空部隊にあっては、部隊の長を設けないものとする。

第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県大隊長

（1）都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。

（2）都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。

2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 消火小隊

- (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。

3 救助小隊

- (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
- (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
 - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
 - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
- (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
 - ア (2)アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度

救助用資機材

- イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両
浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
(2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
(3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
(2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
(2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
(2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
(2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
(2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から6までのとおりとする。

1 指揮支援部隊

(1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

(2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。

(3) 指揮支援部隊長

ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。

ウ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。

エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

(4) 指揮支援隊長

ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。

(5) 航空指揮支援隊長

ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

2 統合機動部隊

(1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。

(2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

- 3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）
 - (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 4 NBC災害即応部隊
 - (1) NBC災害即応部隊は、NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 5 土砂・風水害機動支援部隊
 - (1) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) 土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。
- 6 航空部隊
 - (1) 航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。
 - (2) 航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。
 - (3) 航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。
 - (4) 航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第6節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

- (2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 航空指揮支援隊
 - (1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
 - (2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 3 統合機動部隊指揮隊
 - (1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊
 - (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 5 NBC災害即応部隊指揮隊
 - (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
 - (2) NBC災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 6 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
 - (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 7 航空小隊
 - (1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
 - (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
 - (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。
- 8 航空後方支援小隊
 - (1) 航空後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
 - (2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

第3章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2023年度（平成35年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね6,600隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

2 基本的な出動計画

(1) 第一次出動都道府県大隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第2のとおりとする。

(2) 出動準備都道府県大隊

(1)の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第3のとおりとする。

3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。

- (1) 自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等
- (2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第4のとおりとし、その他別表第5に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的を実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2021年度（平成33年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第7章 その他

- 1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。
- 2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（登録する隊の規模）

区分		登録規模	
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		50	隊程度
航空指揮支援隊		60	隊程度
統合機動部隊指揮隊		50	隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10	隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊		50	隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50	隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160	隊程度
	消火小隊	2,500	隊程度
	救助小隊	540	隊程度
	救急小隊	1,500	隊程度
	後方支援小隊	890	隊程度
	通信支援小隊	50	隊程度
	水上小隊	20	隊程度
	特殊災害小隊	350	隊程度
	特殊装備小隊	500	隊程度
航空部隊	航空小隊	80	隊程度
	航空後方支援小隊	60	隊程度
計		6,600	隊程度 (重複を除く)

別表第2 (第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第3 (出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊												
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨	
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨	
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野	
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡	
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡	
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知	
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知	
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀	
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重	
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪	
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川	
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島	
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川	
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川	
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川	
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川	
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川		
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛	
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡	
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀	
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀	
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分	
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分	
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島	
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島	
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島	
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄	
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分	

別表第4（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	630 台
	救助工作車	109 台
	救急自動車	567 台
	その他の消防用自動車	217 台
	小 計	1,523 台
航空機等	ヘリコプター	4 機
	消防艇	2 艇
	小 計	6 機（艇）

備考

- 1 この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- 2 この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- 3 この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

3-9 消防活動計画

3-9-2 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第83号
改正	平成8年	6月28日	消防救第127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第244号
改正	平成9年	3月19日	消防救第67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第316号
改正	平成21年	3月23日	消防応第97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防

機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道

府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市

町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときには、前号を準用する。
この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

3-11 相互応援協力計画

3-11-1 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

県庁所在都市は、県の重要施設等が集中し、また、県における中枢的役割を有していることから、被災によってその都市機能が長期的にまひすることは、社会的かつ経済的に極めて多大な影響を与える。そこで、東北各県の県庁所在都市である青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市及び福島市（以下「六都市」という。）は、大規模な災害に備え、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、六都市のいずれかにおいて災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第67条第1項の規定に基づき、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び日用品など生活必需物資の提供
- （2）応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- （3）応急対策及び復旧に必要な職員の派遣及び航空機、車両等の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（連絡担当部局の指定）

第3条 六都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにし、連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）提供を要請する物資、資機材等の品名、数量等
- （3）派遣を要請する職員の職種及び人員並びに提供を要請する車両等の種別、台数等
- （4）応援の場所及び経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主応援）

第5条 被災都市以外の都市は、被災都市の被害が極めて甚大で、連絡が取れない場合又は被災都市が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなす。

（応援調整都市の指定）

第6条 六都市は、応援事務を迅速かつ円滑に遂行するため、被災都市と応援を行う都市（以下「応援都市」という。）との間の総合調整等を行う応援調整都市をあらかじめ定めておくものとする。

2 応援調整都市は、必要があると認めるときは、被災都市の災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。

2 被災都市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援都市は、当該経費の一時繰替支弁をするものとする。

(情報の交換等)

第8条 六都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画及び防災に関する各都市の情報等について相互に交換するとともに、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第9条 応援に関しこの協定で定める事項について、この協定発効の際現に存する応援協定又は別途成立している応援に関する協議等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、六都市が協議して定めるものとする。

第11条 この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、六都市がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市

青森市長 佐々木 誠 造

秋田市

秋田市長 石 川 錬治郎

盛岡市

盛岡市長 桑 島 博

山形市

山形市長 佐 藤 幸次郎

仙台市

仙台市長 藤 井 黎

福島市

福島市長 吉 田 修 一

東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定（平成8年5月17日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局の指定)

第2条 協定第3条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書により難しい場合は、電話、電信又は連絡員等を通じて行うものとし、後に文書を応援都市に提出するものとする。

(応援調整都市の協定)

第4条 協定第6条に規定する応援調整都市は、別表2のとおりとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第5条 協定第7条に規定する経費のうち被災都市への応援職員及び協定第6条第2項に規定する連絡員（以下「応援職員等」という。）の派遣に要する経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算出した当該応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたときは応援都市が賠償するものとする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(救援物資等の経費の支払い方法)

第6条 応援都市は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次の各号により算出した額について被災都市に請求する。

- (1) 応援職員等の派遣に要する経費については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入及び輸送費
- (3) 車両、舟艇、航空機、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損し、又は故障した場合の修理費
- (4) 施設の提供については、借上料
- (5) 前各号の定めにより難しい場合は、被災都市及び応援都市が協議して定める。

2 前項の規定による請求は、応援都市の市長が連絡担当部局を経由して被災都市の市長に対し行う。

(応援都市の留意事項)

第7条 応援都市は、応援職員等に応援都市名を表示する腕章等の標識を付けさせ、その身分を明らかにするものとする。

2 応援都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に必要な被服、当座の食糧等を携行させるものとする。

(被災都市の留意事項)

第8条 被災都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第9条 六都市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な訓練を適宜実施するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市

青森市長 佐々木 誠 造

秋田市

秋田市長 石 川 錬治郎

盛岡市

盛岡市長 桑 島 博

山形市

山形市長 佐 藤 幸次郎

仙台市

仙台市長 藤 井 黎

福島市

福島市長 吉 田 修 一

別表1（第2条関係）

連絡担当部局

都市名	担当部局課名	電話番号	FAX番号
青森市	総務部総務課	017-734-1111 内線2112	017-734-6865
秋田市	総務部防災対策課	018-866-2021	018-823-5099
盛岡市	総務部消防防災課	019-626-7404	019-626-7404
山形市	市民生活部生活安全課	023-641-1212 内線255	023-624-8847
仙台市	消防局防災部防災課	022-234-1111 内線2330	022-234-1119
福島市	市民生活部生活防災課	024-535-1111 内線3352	024-536-4370

別表2（第4条関係）

応援調整都市

被災都市	応援調整都市名	
	正	副
青森市	盛岡市	秋田市
秋田市	青森市	盛岡市
盛岡市	秋田市	青森市
山形市	仙台市	福島市
仙台市	福島市	山形市
福島市	山形市	仙台市

3-11 相互応援協力計画

3-11-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事実を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡を取り、各市町村が実施する応援内容等の調正を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 その協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市			
盛岡市長	桑	島	博
宮古市			
宮古市長	菊	池	長右門
大船渡市			
大船渡市長	甘	竹	勝郎
水沢市			
水沢市長	後	藤	晨
花巻市			
花巻市長	渡	邊	勉
北上市			
北上市長	高	橋	盛吉
久慈市			
久慈市長	久	慈	義昭
遠野市			
遠野市長	菊	池	正
一関市			
一関市長	佐々木	一	朗
陸前高田市			
陸前高田市	菅	野	俊吾
釜石市			
釜石市長	野	田	武義
江刺市			
江刺市長	及	川	勉
二戸市			
二戸市長	小	原	豊明
雫石町			
雫石町長	川	口	善彌
葛巻町			
葛巻町長	遠	藤	治夫
岩手町			
岩手町長	田	中	幸平
西根町			
西根町長	工	藤	勝治
滝沢村			
滝沢村長	柳	村	純一
松尾村			
松尾村長	佐々木	正	四郎

玉山村				
玉山村長	工	藤	久	徳
紫波町				
紫波町長	鷹	木	壯	光
矢巾町				
矢巾町長	高	橋	隆	三
大迫町				
大迫町長	畠			敏
石鳥谷町				
石鳥谷町長	大	竹	義	文
東和町				
東和町長	小	原	秀	夫
湯田町				
湯田町長	菅	原	信	夫
沢内村				
沢内村長	内	記	正	志
金ヶ崎町				
金ヶ崎町長	高	橋	紀	雄
前沢町				
前沢町長	鈴	木	一	司
胆沢町				
胆沢町長	千	田		明
衣川村				
衣川村長	佐々木	秀	康	
花泉町				
花泉町長	小野寺	亮	助	
平泉町				
平泉町長	穂	積	昭	慈
大東町				
大東町長	小	原	伸	元
藤沢町				
藤沢町長	佐	藤		守
千厩町				
千厩町長	藤	野	光	男
東山町				
東山町長	松	川		誠
室根村				
室根村長	名	取		渉
川崎村				
川崎村長	千	葉		莊
住田町				
住田町長	菅	野		剛
三陸町				
三陸町長	佐々木	菊	夫	
大槌町				
大槌町長	黒	澤	友	吉
宮守村				
宮守村長	照	井	春	雄
田老町				
田老町長	竹	花	達	雄

山田町				
山田町長	黒	澤	孝	
岩泉町				
岩泉町長	八重樫	協	二	
田野畑村				
田野畑村長	早	野	仙	平
普代村				
普代村長	岩	澤	義	雄
新里村				
新里村長	山	口	通	男
川井村				
川井村長	原			眞
軽米町				
軽米町長	平		澄	芳
種市町				
種市町長	関	根	重	男
野田町				
野田町長	中	川	正	勝
山形村				
山形村長	小笠原			寛
大野村				
大野村長	柏	木	幸	夫
九戸村				
九戸村長	伊保内	昭	一	
浄法寺町				
浄法寺町長	砂子田	一	男	
安代町				
安代町長	北	舘	義	一
一戸町				
一戸町長	稲	葉		暉

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算出した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行なわれるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村 松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	江刺市
両磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	水沢市

別表第2（第7条関係）

連 絡 担 当 課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有線電話	
二戸	二 戸 市	生 活 環 境 課	X-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽 米 町	総 務 課	X-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九 戸 村	総 務 課	X-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄 法 寺 町	総 務 課	X-441-1	0195-38-2111	38-2161
	一 戸 町	総 務 課	X-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久 慈 市	消 防 防 災 課	X-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普 代 村	住 民 課	X-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種 市 町	総 務 課	X-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野 田 村	住 民 課	X-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山 形 村	総 務 課	X-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大 野 村	総 務 課	X-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛 岡 市	消 防 防 災 課	X-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫 石 町	総 務 課	X-421-1	0195-692-2111	692-1311
	葛 巻 町	総 務 課	X-401-1	019-66-2111	66-2101
	岩 手 町	総 務 課	X-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西 根 町	総 務 課	X-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝 沢 村	総 務 課	X-423-1	019-684-2111	684-1517
	松 尾 村	総 務 課	X-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉 山 村	総 務 課	X-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫 波 町	町 民 課	X-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢 巾 町	住 民 課	X-413-1	019-697-2111	697-3700
	安 代 町	総 務 課	X-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮 古 市	消 防 防 災 課	X-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田 老 町	総 務 課	X-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山 田 町	総 務 課	X-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩 泉 町	総 務 課	X-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田 野 畑 村	住 民 生 活 課	X-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新 里 村	住 民 生 活 課	X-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川 井 村	総 務 課	X-465-1	0193-76-2111	76-2042

備考1 防災行政無線の「X」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有線電話	
岩 手 中 部	花 巻 市	消 防 防 災 課	X-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北 上 市	消 防 防 災 課	X-20-502-1	0197-64-1122	62-7023
	大 迫 町	総 務 課	X-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石 鳥 谷 町	総 務 課	X-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東 和 町	総 務 課	X-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯 田 町	福 祉 課	X-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢 内 村	総 務 課	X-507-1	0197-85-2111	85-2119
胆 江	水 沢 市	生 活 環 境 課	X-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企 画 調 整 課	X-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生 活 環 境 課	X-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	X-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆 沢 町	町 民 課	X-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 村	総 務 課	X-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜 石 市	総 務 課	X-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消 防 防 災 課	X-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大 槌 町	総 務 課	X-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	X-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 盤	一 関 市	企 画 調 整 課	X-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 市	総 務 課	X-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	X-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大 東 町	町 民 課	X-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤 沢 町	自 治 振 興 課	X-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千 厩 町	町 民 生 活 課	X-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東 山 町	総 務 課	X-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室 根 村	住 民 福 祉 課	X-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川 崎 村	民 生 課	X-546-1	0191-43-2111	43-2550
気 仙	大 船 渡 市	総 務 課	X-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総 務 課	X-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 田 町	総 務 課	X-20-553-1	0192-46-2111	46-3515
	三 陸 町	総 務 課	X-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考 1 防災行政無線の「X」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式(第3条関係)

第 年 月 日
 号

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害 津波災害 風水害 その他 ()			
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明	(3) 重傷者	(4) 軽傷者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) その他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 氏 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ FAX 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の種類

品名(種類・規格等)	数 量	場 所

(2) 職員等の派遣

種 類	活 動 内 容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空路(ヘリポート等)	
水路(港湾等)	

3-11 相互応援協力計画

3-11-3 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定

大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫活動並びに施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当部課等)

第2条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、市町の災害応急措置の応援事務を担当する部課等（以下「連絡担当課」という。）を別表のとおり定める。

(応援の手続き)

第3条 大規模災害が発生し、他の市町に応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により前条に規定する連絡担当課を通じ要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第1条第1号及び第2号に掲げる物資等の品名及び数量等
- (3) 第1条第3号に掲げる車両の種類及び台数
- (4) 第1条第4号に掲げるものの職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援職員の標識等)

第4条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の首長が応援のための職員を派遣するときは、当該職員に当該市町名を表示した腕章等の標識をつけさせるものとする。

(応援職員の携行品)

第5条 応援のために派遣される職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 応援を受けた市町（以下「被災市町」という。）は、応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）に対し、宿舍のあっせん等の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担)

第7条 応援職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第127号）の規定に基づき応援市町が必要な補償を行う。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に

生じたものについては、被災市町が賠償し、被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償するものとする。

(応援に要する費用の負担)

第8条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町が一時繰替支弁をするものとし、次に定めるところにより算出した額を応援市町の請求に基づき、被災市町が負担するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、前条の規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の請求は、応援市町の首長名による請求書に關係書類を添付の上、被災市町の首長にそれぞれの連絡担当課を経由して行うものとする。

(応援に要する費用負担の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し特段の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町と応援市町の間で協議することができる。

(災害対策の資料の交換)

第10条 各市町は、相互の災害対策の調査資料に資するため、地域防災計画等の当該市町の地域に係る災害対策の資料を作成したときは、他の市町に送付するものとする。

(補 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、連絡担当課が協議して定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成8年10月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、当事者署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年10月21日

山梨県南部町	南部町長	小 沢 介 三
山梨県身延町	身延町長	千須和 武 一
青森県八戸市	八戸市長	中 里 信 男
青森県七戸町	七戸町長	福 士 孝 衛
青森県三戸町	三戸町長	杉 澤 四 郎
青森県南部町	南部町長	谷 内 政 美
岩手県盛岡市	盛岡市長	桑 島 博
岩手県遠野市	遠野市長	菊 池 正
岩手県二戸市	二戸市長	小 原 豊 明

別 表

市 町 名	課 名	係 名	電 話 番 号
山 梨 県 南 部 町	総 務 課	総 務 係	05566-4-3111
山 梨 県 身 延 町	総 務 課	交通防災係	05566-2-1111
青 森 県 八 戸 市	企 画 部 調 整 課		0178-43-2111
青 森 県 七 戸 町	総 務 課	庶 務 係	0176-62-2111
青 森 県 三 戸 町	総 務 課	防 災 班	0179-20-1111
青 森 県 南 部 町	総 務 課	消 防 係	0179-34-2111
岩 手 県 盛 岡 市	総 務 部 消 防 防 災 課	消防防災係	019-651-4111
岩 手 県 遠 野 市	消防防災部消防防災課	警 防 係	0198-62-2111
岩 手 県 二 戸 市	庶 務 課	消防交通係	0195-23-3111

3-11 相互応援協力計画

3-11-4 中核市災害相互応援協定



中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。



(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成28年4月1日から効力を発生するものとする。

平成28年4月1日

呉 市 長 小 村 和 年

佐 世 保 市 長 朝 長 則 男

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



100

高	知	市	高	知	市	長	岡	崎	誠	也
長	崎	市	長	崎	市	長	田	上	富	久
大	分	市	大	分	市	長	佐	藤	樹	郎
宮	崎	市	宮	崎	市	長	戸	敷		正
鹿	児	市	鹿	児	市	長	森		博	幸
久	留	市	久	留	市	長	楢	原	利	則
那	覇	市	那	覇	市	長	城	岡	幹	子



協定締結権者

奈 良 市

奈 良 市 長

仲 川 元 麻



中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した胸章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成28年4月1日から効力を発生するものとする。

平成28年4月1日

呉市長 小村 和年

佐世保市長 朝長 則

函 館 市	旭 市	青 島 市	秋 田 市	郡 山 市	い づ み 市	盛 岡 市	宇 都 宮 市	越 前 市	川 崎 市	船 橋 市	横 須 賀 市	柏 市	前 橋 市	高 崎 市	八 王子 市	富 山 市	金 沢 市	長 野 市	岐 阜 市	豊 岡 市	豊 高 市	
函 館 市	旭 市	青 島 市	秋 田 市	郡 山 市	い づ み 市	盛 岡 市	宇 都 宮 市	越 前 市	川 崎 市	船 橋 市	横 須 賀 市	柏 市	前 橋 市	高 崎 市	八 王子 市	富 山 市	金 沢 市	長 野 市	岐 阜 市	豊 岡 市	豊 高 市	
長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	
工 西 市	西 鹿 市	穂 品 市	清 谷 市	佐 高 市	川 松 市	吉 秋 市	山 本 市	岡 森 市	野 藤 市	江 原 市	田 田 市	樹 人 市	博 志 市	里 男 市	明 一 市	努 明 市	徹 人 市	保 龍 市	治 志 市	義 雄 市	光 一 市	宏 彦 市



枚	方	市		枚	方	市	長	伏	見	隆
東	大	市		東	大	市	長	野	田	和
姫	路	市		姫	路	市	長	石	見	勝
和	歌	市		和	歌	市	長	尾	花	啓
大	津	市		大	津	市	長	越	利	美
豊	中	市		豊	中	市	長	浅	正	郎
西	宮	市		西	宮	市	長	今	直	司
尾	崎	市		尾	崎	市	長	稲	敬	美
倉	敷	市		倉	敷	市	長	伊	一	織
極	山	市		極	山	市	長	羽	岳	皓
下	関	市		下	関	市	長	中	和	昭
高	松	市		高	松	市	長	大	香	人
松	山	市		松	山	市	長	野	友	仁
高	知	市		高	知	市	長	岡	秀	也
長	崎	市		長	崎	市	長	田	克	久
大	分	市		大	分	市	長	佐	誠	郎
宮	崎	市		宮	崎	市	長	戸	富	正
鹿	見	市		鹿	見	市	長	森	樹	幸
久	留	市		久	留	市	長	檜	博	則
那	那	市		那	那	市	長	城	利	子
									幹	
									原	
									間	

協定締結権者

奈良市

奈良市長

仲川元庸





3-11 相互応援協力計画

3-11-5 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）の区域内に大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、その応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

(相互援助自治体)

第2条 相互援助を行う自治体は、この協定の趣旨に賛同した別表に掲げる構成自治体とする。

(援助の種類)

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災自治体が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続)

第4条 援助を要請しようとする自治体は、次に掲げる事項を明らかにした電話等により援助の要請をするものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記入した文書を後日、速やかに相互援助自治体に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げる援助を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職及び技能職の種類並びに人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第5条 被災自治体以外の相互援助自治体は、被災自治体の被害が極めて甚大であること

が明らかであり、かつ通信途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合には、速やかに被害状況について自主的に情報収集を行い、被災自治体以外の構成自治体相互が連絡調整し、自主援助活動を実施するものとする。

- 2 緊急援助活動中に、被災自治体から第4条の規定に基づく援助申請を受けたときは、申請に基づく援助を実施するものとする。

(援助経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた自治体が負担する。ただし、被災状況等を勘案し、特別な事情が認められる場合は、相互援助自治体による協議において定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 援助活動に従事した職員がその活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したと認められる場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助自治体が負うものとする。

- 2 援助自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。ただし、被災自治体の指揮下に入る前又は解散命令を受けた後に与えた損害については、援助自治体が賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 構成自治体は、相互援助に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

- 2 構成自治体は、この協定に基づく相互援助が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、協議し、及び情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

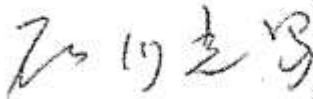
- 2 この協定は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会における協議により、必要に応じて改定することができるものとする。

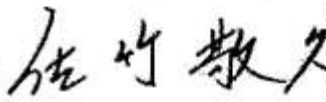
附則

この協定は、平成20年5月23日から施行する。

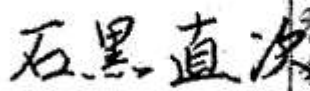
この協定の成立を証するため、各自治体記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

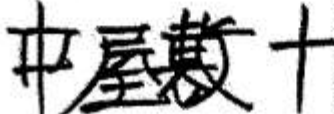
平成20年5月23日

潟上市
潟上市長  

秋田市
秋田市長  

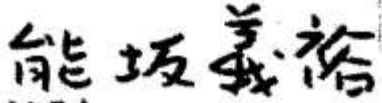
大仙市
大仙市長  

仙北市
仙北市長  

磐石町
磐石町長  

盛岡市
盛岡市長  

川井村
川井村長  

宮古市
宮古市長  

3-11 相互応援協力計画

3-11-6 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市）

災害時における相互応援に関する協定書

（目的）

第1条 盛岡市とうるま市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被害を受けた市が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第2条 盛岡市とうるま市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市は、前条に定める連絡担当部局を通じて電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

（応援の内容）

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等を一時収容する施設等の提供及び紹介
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

（物資の輸送）

第5条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した市が行うものとする。ただし、応援を要請した市による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた市が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した市が負担するものとする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援の要請を受けた市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第1項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 盛岡市とうるま市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応

3-11 相互応援協力計画

3-11-7 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書（文京区）

「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書

（目的）

第1条 石川啄木ゆかりの地である盛岡市と文京区は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第2条 盛岡市と文京区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援するものとする。

（応援の内容）

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設等の提供及び紹介
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

（物資の輸送等）

第5条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第一項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(その他)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

平成23年11月10日

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長

谷藤裕明



東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

成澤廣修



3-11 相互応援協力計画

3-11-8 災害応援要請書

災害応援要請書

盛 第 号
年 月 日

岩手県知事 殿

盛岡市長 印
〔 担当者の職、氏名
電話番号 〕

次により災害の応援を要請します。

災 害 の 状 況	
応 援 を 要 請 す る 事 由	
応 援 を 希 望 す る 期 間	
応 援 を 希 望 す る 区 域 及 び 活 動 内 容	
その他参考となるべき事項	

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

3-11 相互応援協力計画

3-11-9 応援部隊の集結場所

応援部隊の集結場所

地区名	番号	名称	所在地	有効面積 (㎡)	電話番号
中央地区	1	岩手高等学校	長田町7番60号	1,391	624-4445
	2	盛岡第一高等学校	上田三丁目2番1号	2,216	623-4491
西地区	3	盛岡大学附属高等学校	厨川五丁目4番1号	964	641-1121
南地区	4	盛岡第四高等学校	津志田26地割17番地1	2,196	636-0742
	5	盛岡南高等学校	西見前20地割113番地1	2,155	638-9373
東地区	6	盛岡第二高等学校	上ノ橋町7番57号	1,961	622-5101
南東地区	7	盛岡聴覚支援学校	乙部4地割78番地2	650	696-2582